

平成 30 年度

全国知的障害児・者施設・事業 実 態 調 査 報 告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次（平成 30 年度）

I	調査経過	5
II	調査結果 A	6
1.	定員	6
2.	現員	6
3.	事業所設置年	7
4.	利用率	8
5.	年間総開所日数と 1 日あたりの開所時間	9
6.	職員の数と構成	9
7.	職員の年齢・性別並びに勤務年数	13
8.	夜間職員の勤務状況	14
9.	施設・事業所の建物の状況	15
10.	主な加算・減算の状況	16
11.	短期入所の状況	18
12.	職員の資格取得・処遇の状況	20
III	調査結果 B	24
1.	定員と現在員	24
2.	年齢別施設利用者数	25
3.	施設・事業在籍年数	28
4.	障害支援区分等の状況	30
5.	療育手帳程度別在所者数	30
6.	身体障害の状況	31
7.	精神障害の状況	33
8.	「てんかん」の状況	34
9.	認知症の状況	34
10.	触法障害者の状況	35
11.	支援度	36
12.	医療的ケアの実施状況	39
13.	複数事業利用者の状況	41
14.	日中活動利用者の生活の場の状況	42
15.	施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	42
16.	入退所の状況	43
17.	就職の状況	49
18.	介護保険サービスへの移行状況	53
19.	死亡の状況	59
調 査 票 A		62
調 査 票 B		66

I 調査経過（30年度）

平成30年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として当調査を実施した。会員事業所4,432事業所に調査票を発送し、事業所単位の【調査票A】は3,284か所（回収率74.1%）、事業利用単位の【調査票B】は3,304か所（回収率74.5%）から回答を頂くことができた。

今年度の調査では、参考として、30年度より新設された「自立生活援助事業」、「就労定着支援事業」、「居宅訪問型児童発達支援事業」についても、付帯して行っている事業所の種類及び事業所数の把握を行った。また、新たな加算や減算についても設問を設けている。

この全国調査は、我が国の知的障害福祉の実態を把握する上で重要な意味を持つ経年的悉皆調査であり、そのデータは報酬改定や制度改革に対して要望を行う際の根拠となるため、引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 梶 浦 英 与

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障 害 児 入 所 施 設	231	168	72.7
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	177	132	74.6
日 中 活 動 事 業 所	2,420	1,736	71.7
障 害 者 支 援 施 設	1,604	1,248	77.8
計	4,432	3,284	74.1

*日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

*障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。
ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

左記事業に付帯して行っている事業

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率（%）	自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型 児童発達支援
児童福祉 法及び障 害者総合 支援法	児 童	障 害 児 入 所 施 設	231	169	73.2	—	—
		児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	187	134	71.7	—	—
	単 独 型	療 養 介 護	1	0	0	—	—
		生 活 介 護	2,096	1,640	78.2	(1)	1
		自 立 訓 練	19	16	84.2	—	1
		就 労 移 行 支 援	17	14	82.4	—	12
		就 労 継 続 支 援 A 型	33	19	57.6	—	2
		就 労 継 続 支 援 B 型	393	284	72.3	—	3
		多機能型事業所	1,459	1,028	70.5	—	—
		計	4,436	3,304	74.5	1	19
	(うち施設入所支援)		1,604	1,251	78.0	1	—
	事業数		4,436	3,304	74.5	1	19

多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,119	775	69.3
	自 立 訓 練	213	145	68.1
	就 労 移 行 支 援	547	378	69.1
	就 労 継 続 支 援 A 型	93	54	58.1
	就 労 継 続 支 援 B 型	1,309	925	70.7

*障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

*自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

*財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果 A（30年度）

〔1〕定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は621か所（18.9%）、30～49人の事業所は1,321か所（40.2%）、50～99人の事業所は1,207か所（36.8%）、100～199人の事業所は127か所（3.9%）であった。19人以下の事業所は2%未満、150人以上の事業所は1%未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の事業所が42か所（25.0%）と最も多く、児童発達支援センターでも、30～39人の事業所が63か所（47.7%）と最も多かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の事業所が21～29%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が509か所（40.8%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が295か所（23.6%）であった。障害者支援施設（夜間）では、50～59人の事業所が369か所（29.6%）と最も多く、次に60～99人の事業所が325か所（26.0%）、40～49人の事業所が301か所（24.1%）と多かった。

定員規模別事業所数に関して、以上の数値は前年度と大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	2 1.2	19 11.3	33 19.6	42 25.0	34 20.2	16 9.5	17 10.1	3 1.8	2 1.2		168 100
児童発達支援センター	1 0.8	7 5.3	15 11.4	63 47.7	24 18.2	15 11.4	6 4.5	1 0.8			132 100
日中活動事業所	3 0.2	18 1.0	508 29.3	372 21.4	477 27.5	144 8.3	205 11.8	7 0.4	2 0.1		1,736 100
障害者支援施設（日中）		3 0.2	12 1.0	93 7.5	216 17.3	295 23.6	509 40.8	99 7.9	13 1.0	8 0.6	1,248 100
障害者支援施設（夜間）		5 0.4	12 1.0	168 13.5	301 24.1	369 29.6	325 26.0	54 4.3	7 0.6	7 0.6	1,248 100
事業所数（※1）	6 0.2	47 1.4	568 17.3	570 17.4	751 22.9	470 14.3	737 22.4	110 3.3	17 0.5	8 0.2	3,284 100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

〔2〕現員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数を見ると、現員30人未満の事業所は685か所（20.9%）、30～49人の事業所は1,201か所（36.6%）、50～99人の事業所は1,138か所（34.7%）、100～199人の事業所は96か所（2.9%）であった。現員19人以下の事業所は232か所（7.1%）と定員規模別事業所数（53か所1.6%）に比べて多かった。しかし、150人以上の事業所は18か所（0.5%）と定員規模別事業所数（25か所、0.8%）と同様に少なかった。

障害児入所施設では20～29人の事業所が47か所（28.0%）、児童発達支援センターでは30～39人の事業所が38か所（28.8%）で最も多かった。日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の事業所が352～374か所（20～22%）と多かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が437か所（35.0%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が292か所（23.4%）と多かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の事業所が279～332か所（22～27%）と多かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のほぼすべての階層で定員に比べ現員が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向が見られている。換言すると、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は114か所に対し現員分布では64か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が762か所に対して現員では611か所に減っていた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	16 9.5	29 17.3	47 28.0	33 19.6	18 10.7	6 3.6	5 3.0	1 0.6	1 0.6		12 7.1	168 100
児童発達支援センター	2 1.5	5 3.8	16 12.1	38 28.8	27 20.5	11 8.3	12 9.1	1 0.8	2 1.5	1 0.8	17 12.9	132 100
日中活動事業所	14 0.8	155 8.9	362 20.9	374 21.5	352 20.3	180 10.4	195 11.2	5 0.3	2 0.1		97 5.6	1,736 100
障害者支援施設（日中）	1 0.1	10 0.8	28 2.2	133 10.7	226 18.1	292 23.4	437 35.0	78 6.3	6 0.5	6 0.5	31 2.5	1,248 100
障害者支援施設（夜間）	1 0.1	6 0.5	48 3.8	220 17.6	332 26.6	289 23.2	279 22.4	33 2.6	4 0.3	6 0.5	30 2.4	1,248 100
事業所数	33 1.0	199 6.1	453 13.8	578 17.6	623 19.0	489 14.9	649 19.8	85 2.6	11 0.3	7 0.2	157 4.8	3,284 100

[3] 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

障害児入所施設は、1961年～1970年に82か所（48.8%）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に37か所（22.0%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に47か所（35.6%）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、2001年～2010年、2011年以降に17～22か所（13～17%）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に645か所（37.2%）設置され、次いで、1991年～2000年に392か所（22.6%）設置されている。2011年以降も360か所（20.7%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に281か所（22.5%）、1981年～1990年に327か所（26.2%）、1991年～2000年に346か所（27.7%）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（75.6%）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に76.4%が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	8 4.8	37 22.0	82 48.8	19 11.3	1 0.6	7 4.2	5 3.0	9 5.4	168 100
児童発達支援センター		6 4.5	22 16.7	47 35.6	7 5.3	11 8.3	17 12.9	22 16.7	132 100
日中活動事業所		2 0.1	19 1.1	87 5.0	231 13.3	392 22.6	645 37.2	360 20.7	1,736 100
障害者支援施設	3 0.2	22 1.8	119 9.5	281 22.5	327 26.2	346 27.7	120 9.6	30 2.4	1,248 100
計	11 0.3	67 2.0	242 7.4	434 13.2	566 17.2	756 23.0	787 24.0	421 12.8	3,284 100

[4] 利用率

表4は、平成29年度1年間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率は90%以上の事業所が50.6%と5割を超えていた。

事業所種別毎の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が27.4%と低かったのに対して、利用率50%未満が10.1%と他の事業所種別と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満が18.2%、90%～100%未満が17.4%と比較的高かった。また、100%超が22.0%とおおよそ5か所に1か所は年間利用率が100%を超えていた。日中活動事業所では、80～90%未満の事業所、90～100%未満の事業所ともに23.8%と高かった。利用率100%超の事業所も17.0%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満の事業所が49.9%と約半数を占めていた。利用率100%超の事業所も16.1%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が68.8%と高く、利用率80%未満の事業所は4.8%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が49.4%、児童発達支援センターが46.2%、日中活動事業所が46.1%、障害者支援施設（日中）が26.1%、障害者支援施設（夜間）が16.1%であった。

表4 利用率（平成29年度）

(事業所数・下段は%)

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	17 10.1	7 4.2	16 9.5	17 10.1	26 15.5	42 25.0	2 1.2	2 1.2	39 23.2	168 100
児童発達支援センター	3 2.3	3 2.3	15 11.4	16 12.1	24 18.2	23 17.4	4 3.0	29 22.0	15 11.4	132 100
日中活動事業所	52 3.0	43 2.5	94 5.4	198 11.4	414 23.8	413 23.8	10 0.6	295 17.0	217 12.5	1,736 100
障害者支援施設（日中）	15 1.2	11 0.9	31 2.5	75 6.0	194 15.5	623 49.9	18 1.4	201 16.1	80 6.4	1,248 100
障害者支援施設（夜間）	23 1.8	5 0.4	4 0.3	24 1.9	145 11.6	858 68.8	30 2.4	82 6.6	77 6.2	1,248 100
事業所数	87 2.6	64 1.9	156 4.8	306 9.3	658 20.0	1,101 33.5	34 1.0	527 16.0	351 10.7	3,284 100

[5] 年間総開所日数と１日あたりの開所時間

表５は、平成29年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が54.1％と、約半数を占め、226～250日開所している事業所が29.2％であった。226日～275日開所している事業所が全体の８割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が50.8％と最も多く、次いで、251～275日が22.0％であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が56.6％と最も多く、次いで、226～250日が27.5％であった。

表６は、平成29年度の１日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間６～７時間未満が43.5％と多く、次いで、７～８時間未満が34.2％であった。開所時間が４時間未満の事業所は0.1％、10時間以上は1.0％とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、６～７時間未満が31.8％と多く、４～５時間未満が22.7％、５～６時間未満が19.7％で比較的多かった。開所時間が４時間未満の事業所は無く、８時間以上の事業所は16.7％であった。

日中活動事業所では、６～７時間未満が44.4％と最も多く、次いで、７～８時間未満が36.2％であった。開所時間が４時間未満の事業所は0.1％、８時間以上の事業所は8.4％であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が１日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

表５ 平成29年度の総開所日数

(事業所数・下段は％)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	1	12	67	29	17	1		5	132
	0.8	9.1	50.8	22.0	12.9	0.8		3.8	100
日中活動事業所	10	4	478	982	103	56	54	49	1,736
	0.6	0.2	27.5	56.6	5.9	3.2	3.1	2.8	100
計	11	16	545	1,011	120	57	54	54	1,868
	0.6	0.9	29.2	54.1	6.4	3.1	2.9	2.9	100

表６ 平成29年度の１日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は％)

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター			30	26	42	10	18	2	2	2	132
			22.7	19.7	31.8	7.6	13.6	1.5	2	1.5	100
日中活動事業所		2	10	136	770	628	131	4	10	45	1,736
		0.1	0.6	7.8	44.4	36.2	7.5	0.2	0.6	2.6	100
計		2	40	162	812	638	149	6	12	47	1,868
		0.1	2.1	8.7	43.5	34.2	8.0	0.3	0.6	2.5	100

[6] 職員の数と構成

表７－１は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が890人82.9％（前年度81.8％）、非常勤が75人7.0％（前年度 9.9％）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,389人74.7％（前年度77.7％）、非常勤が198人10.7％（前年度12.1％）であった。

看護師は、常勤専従が289人65.0％（前年度66.1％）、非常勤が66人15.0％（前年度15.6％）であった。障害児入所施設の職員のうち、看護師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が32.4％（前年度32.2％）、生活支援員・児童指導員が50.6％（前年度51.4％）、看護師が10.4％（前年度10.2％）であった。

また別の角度から、直接支援職員における看護師の割合について見た場合12.1％で、前年度は11.9％、前々年度は9.3％となっており、年々増加傾向にあることがわかる。加えて、一事業所当たりの看護師の平均人数を求めると2.6人で、こちらも前年度2.5人、前々年度1.9人であることから、医療的ケアの必要な利用児が増えてきている状況にあると推測される。

表7－1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	88	85	40.2	1	0.4	174
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	175	23	17.2	2	1.5	200
③保育士	890	109	93.7	75	59.8	1,074
④生活支援員・児童指導員	1,389	272	221.3	198	118.3	1,859
⑤職業指導員・就労支援員	56	10	6.9	11	9.9	77
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	286	88	26.0	66	32.5	440
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	123	42	7.5	25	9.8	190
直接支援職員小計	2,744	521	355.4	375	230.3	3,640
⑧医師	14	18	4.7	71	13.7	103
⑨管理栄養士	47	26	12.2	6	1.1	79
⑩栄養士	50	18	9.0	4	1.5	72
⑪調理員	147	85	40.3	141	91.0	373
⑫送迎運転手	9	6	1.4	20	9.6	35
⑬事務員	193	99	47.7	49	28.0	341
⑭その他職種	88	31	18.3	188	88.7	307
合 計	3,555	912	546.4	857	465.8	5,324

表7－2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が902人68.2％（前年度66.5％）、非常勤が376人28.4％（前年度29.1％）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が375人68.8％（前年度70.9％）、非常勤が128人23.5％（前年度23.7％）であった。看護師は、常勤専従が27人31.8％（前年度44.0％）、非常勤が51人60.0％（前年度53.3％）であり、他の職種と比べて、前年度より常勤専従の割合が目立って低くなっている。また、児童発達支援センターでは、障害児入所施設に比べて看護師の常勤専従の割合が30ポイント程度少ないことがわかる。しかし、その反面で、直接支援職員における看護師の割合は微増傾向にあり、今年度3.9％、前年度3.6％、前々年度3.4％となっていることにも注目したい。

また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が65.3％（前年度61.4％）、生活支援員・児童指導員が27.2％（前年度27.1％）、看護師が2.0％（前年度2.4％）であった。

表 7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	75	58	27.4	0	0.0	133
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	127	20	11.5	1	0.8	148
③保育士	902	44	38.9	376	211.4	1,322
④生活支援員・児童指導員	375	42	30.2	128	73.8	545
⑤職業指導員・就労支援員	4	1	1.0	0	0.0	5
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	27	7	3.7	51	22.3	85
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	73	40	12.8	97	26.7	210
直接支援職員小計	1,381	134	86.6	652	334.2	2,167
⑧医師	0	4	0.9	19	2.3	23
⑨管理栄養士	22	13	2.6	4	1.4	39
⑩栄養士	29	9	3.5	8	4.9	46
⑪調理員	57	9	5.6	118	55.5	184
⑫送迎運転手	33	5	3.1	90	31.5	128
⑬事務員	78	31	10.9	31	20.7	140
⑭その他職種	54	12	6.9	76	29.7	142
合 計	1,856	295	159.0	999	481.0	3,150

表 7-3 は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が8,813人52.3%（前年度53.8%）、非常勤が5,634人33.5%（前年度33.4%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,726人57.1%（前年度60.9%）、非常勤が1,481人31.0%（前年度31.2%）であった。看護師は、常勤専従が363人25.5%（前年度23.9%）、非常勤が871人61.3%（前年度61.6%）であった。日中活動事業所では、児童発達支援センターよりも、さらに看護師の常勤専従の割合が少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が73.0%（前年度71.5%）、職業指導員・就労支援員が22.6%（前年度24.0%）、看護師が3.0%（前年度2.8%）であった。

表 7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	660	1,063	567.4	19	13.3	1,742
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,264	621	409.6	11	12.8	1,896
③保育士	69	32	59.3	52	42.0	153
④生活支援員・児童指導員	8,813	2,388	1,862.8	5,634	3,244.1	16,835
⑤職業指導員・就労支援員	2,726	567	416.4	1,481	855.3	4,774
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	363	187	71.1	871	276.0	1,421
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	100	3	16.3	146	37.1	279
直接支援職員小計	12,071	3,207	2,425.9	8,184	4,454.5	23,462
⑧医師	3	10	1.0	151	11.6	164
⑨管理栄養士	39	61	21.7	28	9.4	128
⑩栄養士	96	113	46.3	58	26.4	267
⑪調理員	157	198	81.1	796	335.8	1,151
⑫送迎運転手	46	32	11.9	825	277.7	903
⑬事務員	610	488	248.0	312	162.5	1,410
⑭その他職種	362	55	38.5	371	176.9	788
合 計	15,308	5,848	3,851.4	10,755	5,480.9	31,911

表7－4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が27,060人69.4％（前年度70.8％）、非常勤が7,013人18.0％（前年度17.3％）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が591人61.6％（前年度60.3％）、非常勤が198人20.6％（前年度26.0％）であった。看護師は、常勤専従が1,475人62.0％（前年度66.7％）、非常勤が511人21.5％（前年度17.6％）であった。障害者支援施設では、看護師の常勤専従の割合が障害児入所施設と同程度で、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.3％（前年度92.5％）、職業指導員・就労支援員が2.0％（前年度1.7％）、看護師が5.0％（前年度4.9％）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

また別の角度から、直接支援職員における看護師の割合について見た場合、前年度5.1％、今年度5.6％となっており、加えて、一事業所当たりの看護師の平均人数も前年度1.7人、今年度1.9人と増加していることから、障害児入所施設と同様に、医療的ケアの必要な利用者が増えてきている状況にあると推測される。

以上、表7－1から表7－4の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所種別にみると、障害児入所施設が75.4％（前年度76.8％）、児童発達支援センターが63.7％（前年度65.1％）、日中活動事業所が51.4％（前年度53.4％）、障害者支援施設が68.5％（前年度70.2％）であり、入所系の事業所の方が通所系のそれよりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

表7－4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	728	556	318.0	11	6.7	1,295
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,534	498	320.7	11	6.3	2,043
③保育士	133	64	53.0	43	28.8	240
④生活支援員・児童指導員	27,060	4,941	4,380.4	7,013	4,120.4	39,014
⑤職業指導員・就労支援員	591	171	98.9	198	104.2	960
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	1,475	393	304.7	511	226.6	2,379
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	66	61	27.8	104	22.4	231
直接支援職員小計	29,325	5,630	4,864.8	7,869	4,502.4	42,824
⑧医師	10	14	3.4	231	29.8	255
⑨管理栄養士	484	111	83.9	17	8.7	612
⑩栄養士	548	146	95.8	51	27.9	745
⑪調理員	1,880	385	314.8	874	468.8	3,139
⑫送迎運転手	58	38	18.2	153	63.2	249
⑬事務員	1,969	724	446.4	322	174.4	3,015
⑭その他職種	278	109	63.2	856	450.6	1,243
合 計	36,814	8,211	6,529.2	10,395	5,738.8	55,420

表7－5は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

まず、常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が123％、児童発達支援センターが106％、障害者支援施設が104％で、常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は84％であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数とを比較してみると、障害児入所施設は156％、児童発

達支援センターは142％，日中活動事業所は132％，障害者支援施設は139％となっていた。どの事業所も配置義務員数を超えて運営されていた。

表7－5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）

直接支援職員	有効回答事業所実数 (A)	指定基準上の配置義務員数 (B)	1施設あたりの配置義務員数 (B)／(A)	常勤専従 (C)	常勤専従の配置率 (C)／(B)	常勤兼務		非常勤	非常勤兼務の換算数	常勤換算後の計 (D)	常勤換算後の配置率 (D)／(B)
						常勤兼務	常勤兼務の換算数				
障害児入所施設	92	1,019	11.1	1,254	123%	291	249.1	147	82.4	1,585.5	156%
児童発達支援センター	84	800	9.5	849	106%	92	57.2	430	230.9	1,137.1	142%
日中活動事業所	1,016	8,527	8.4	7,154	84%	2,010	1,481.7	4,777	2,600.1	11,235.8	132%
障害者支援施設	737	16,367	22.2	17,093	104%	3,386	2,953.4	4,440	2,636.3	22,682.7	139%

〔7〕職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性が74.4％（前年度74.3％）に対して、女性は56.5％（前年度56.4％）と少なく、男女合計では正規63.8％（前年度63.8％），非正規36.2％（前年度36.2％）で、前年度と同じ割合であった。階層別にみると、非正規化が進んだのは男性の65歳以上の階層85.0％（前年度84.5％）のみであり、それ以外の階層は全て正規化の割合がアップしていた。特に20歳未満については、男女ともに、他の階層と比べ正規化が顕著となっている。年代別では、男性は正規の割合が20代から40代まで85％以上、50代でも76.9％が正規職員であるのに対し、女性は20代の85.1％をピークに30代で66.0％，40代50代では50％強にまで正規職員の割合は落ちている。また、65歳未満を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳で定年退職し期限付き再任用という非正規化によるものと推察できる。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど非正規職員の割合が多く、全体では1年以内に雇われた職員の半数以上（52.9％）が非正規職員であった。その傾向は女性に顕著で1年未満では6割弱（57.1％），3年未満でも5割強（51.0％）が非正規職員となっており、障害福祉現場における新規職員の非正規化の実態が顕著となっていた。

表8 年齢と性別

（人・下段は％）

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
男性	正規	68 65.4	6,038 87.1	8,254 90.6	7,473 88.5	4,883 76.9	1,177 34.0	579 15.0	28,472 74.4
	非正規	36 34.6	895 12.9	855 9.4	969 11.5	1,467 23.1	2,284 66.0	3,274 85.0	9,780 25.6
女性	正規	171 75.0	8,305 85.1	6,552 66.0	7,756 54.5	6,903 52.8	1,131 24.4	335 10.2	31,153 56.5
	非正規	57 25.0	1,449 14.9	3,370 34.0	6,480 45.5	6,168 47.2	3,512 75.6	2,943 89.8	23,979 43.5
計	正規	239 72.0	14,343 86.0	14,806 77.8	15,229 67.2	11,786 60.7	2,308 28.5	914 12.8	59,625 63.8
	非正規	93 28.0	2,344 14.0	4,225 22.2	7,449 32.8	7,635 39.3	5,796 71.5	6,217 87.2	33,759 36.2

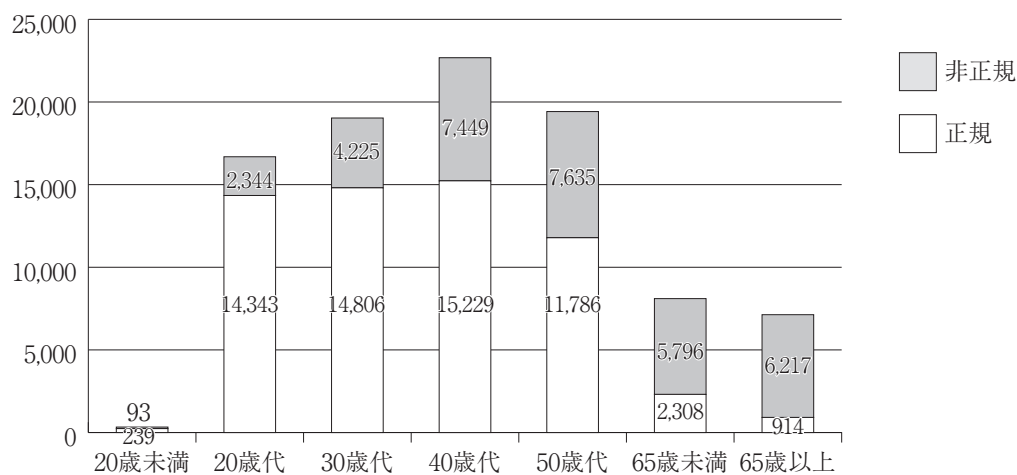
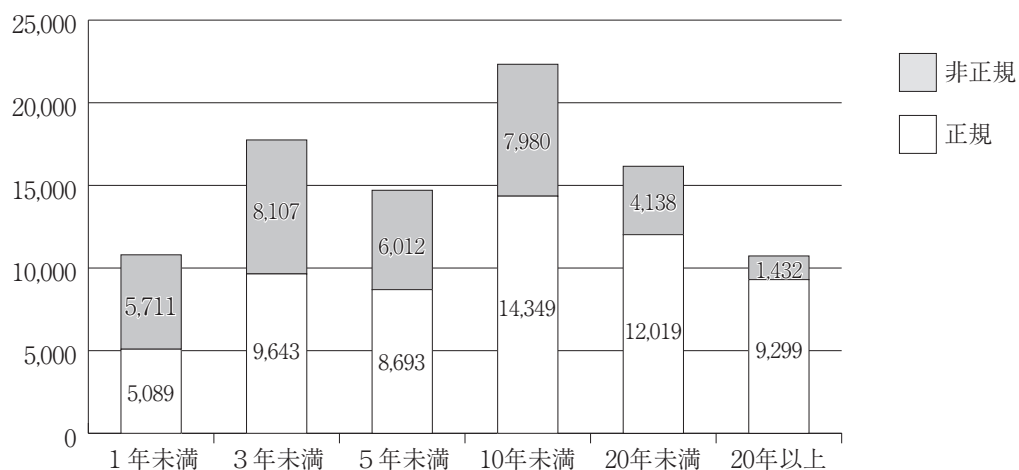


表9 同一法人内での勤務年数

(人・下段は%)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,120 54.6	4,202 63.2	3,935 69.2	6,985 75.6	5,976 87.1	5,035 90.3	28,253 74.6
	非正規	1,761 45.4	2,449 36.8	1,749 30.8	2,249 24.4	888 12.9	538 9.7	9,634 25.4
女性	正規	2,969 42.9	5,441 49.0	4,758 52.7	7,364 56.2	6,043 65.0	4,264 82.7	30,839 56.5
	非正規	3,950 57.1	5,658 51.0	4,263 47.3	5,731 43.8	3,250 35.0	894 17.3	23,746 43.5
計	正規	5,089 47.1	9,643 54.3	8,693 59.1	14,349 64.3	12,019 74.4	9,299 86.7	59,092 63.9
	非正規	5,711 52.9	8,107 45.7	6,012 40.9	7,980 35.7	4,138 25.6	1,432 13.3	33,380 36.1



[8] 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が86か所52.1%（前年度

53.2%)、障害者支援施設が953か所76.6%（前年度74.2%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で79か所47.9%（前年度46.8%）、障害者支援施設は291か所23.4%（前年度25.8%）となっており、両施設とも「夜勤体制のみ」が前年度に比べわずかではあるが増えている。1夜あたりの1事業所における平均職員数は、障害児入所施設で2.7人（前年度2.7人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で10.3人（前年度10.9人）、障害者支援施設で17.5人（前年度17.8人）と、両施設とも夜勤者のみるべき人数は微減している。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	86	953	1,039
	割合	52.1%	76.6%	73.7%
	夜間職員総数（※1）	217	2,704	2,921
	1事業所平均職員数（※2）	2.5	2.8	2.8
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※3）	10.6	18.1	17.6
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	79	291	370
	割合	47.9%	23.4%	26.3%
	夜間職員総数	229	1,014	1,243
	うち夜勤	89	624	713
	うち宿直	140	390	530
	不明・無回答	0	0	0
	1事業所平均職員数	2.9	3.5	3.4
全体（無回答除く）	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.1	15.8	16.5
	事業所数	165	1,244	1,409
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	446	3,718	4,164
	1事業所平均職員数	2.7	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.3	17.5	16.7

（※1）夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

（※2）1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

（※3）1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

[9] 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものであり3,284事業所から回答を得た。

「建替えの必要あり」は、全体で663か所20.2%（前年度648か所20.4%）と、5か所中1か所が建て替えの必要ありと答えた。事業所種別では、障害児入所施設で42か所25.0%（前年度37か所23.1%）、児童発達支援センターは28か所21.2%（前年度28か所23.0%）、日中活動事業所は239か所13.8%（前年度234か所13.7%）、障害者支援施設は354か所28.4%（前年度349か所29.1%）と、児童・成人とも入所系の方が建て替えの必要度は高かった。なお、「現在建て替え中」は全体で41か所（前年度40か所）あった。

表12は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で57.2%（前年度56.3%、前々年度54.4%）、障害児入所施設59.8%（前年度56.6%）、障害者支援施設

57.1％（前年度56.3％）であった。児童、成人とも入所施設における居室の個室化は顕著に進んでいることがわかる。「２人部屋利用」は33.7％（障害児入所施設25.5％、障害者支援施設34.3％）となっており、「個室利用」と「２人部屋利用」を合わせた割合が90％を超えている。一方、「４人部屋利用」以上は4.5％（前年度4.7％）2,127部屋（前年度2,152部屋）あり、微減しつつも、およそ８千人を超える利用者がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

（事業所数・下段は％）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	42 25.0	28 21.2	239 13.8	354 28.4	663 20.2
建替えの必要なし	117 69.6	68 51.5	1,161 66.9	834 66.8	2,180 66.4
現在建て替え中	6 3.6	5 3.8	13 0.7	17 1.4	41 1.2
無回答	3 1.8	31 23.5	323 18.6	43 3.4	400 12.2
計	168 100	132 100	1,736 100	1,248 100	3,284 100

※建替えの必要ありと回答した663施設のうち、築年数30年以上が453施設、そのうち50年以上が35施設

表12 入所型施設の居室の状況

（部屋数・下段は％）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,007 59.8	25,283 57.1	27,290 57.2
２人部屋利用	855 25.5	15,218 34.3	16,073 33.7
３人部屋利用	205 6.1	1,978 4.5	2,183 4.6
４人部屋利用	244 7.3	1,801 4.1	2,045 4.3
５人以上利用	45 1.3	37 0.1	82 0.2
計	3,356 100	44,317 100	47,673 100

[10] 主な加算・減算の状況

１．主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算は異なるものの、概ね取得できている加算は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ・特別）2,977か所90.7％、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ～Ⅲ）2,864か所87.2％、食事提供体制加算1,427か所76.4％、送迎加算1,390か所80.1％となっている。

また、日中活動事業所及び施設入所支援における生活介護事業特有の加算である人員配置体制加算の取得は936か所31.4％であり、前年度28.1％、前々年度27.6％で、年々増加傾向にあることから、重度化・高齢化に伴い手厚い支援が必要になってきている状況が伺える。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	100 59.5	60 45.5	1,124 64.7	801 64.2	2,085 63.5
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	15 8.9	13 9.8	222 12.8	155 12.4	405 12.3
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	10 6.0	6 4.5	161 9.3	129 10.3	306 9.3
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	2 1.2	2 1.5	10 0.6	12 1.0	26 0.8
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1 0.6		26 1.5	16 1.3	43 1.3
福祉・介護職員処遇改善特別加算	3 1.8	4 3.0	49 2.8	56 4.5	112 3.4
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	48 28.6	32 24.2	583 33.6	495 39.7	1,158 35.3
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	21 12.5	12 9.1	249 14.3	200 16.0	482 14.7
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	85 50.6	52 39.4	666 38.4	421 33.7	1,224 37.3
社会生活支援特別加算		1 0.8	3 0.2	3 0.2	7 0.2
サービス提供職員欠如減算				2 0.2	2 0.1
サービス管理責任者欠如減算		1 0.8	1 0.1	1 0.1	3 0.1
個別支援計画未作成減算					
身体拘束廃止未実施減算				3 0.2	3 0.1
夜勤職員配置体制加算				777 62.3	777 62.3
重度障害者支援加算(Ⅰ)	72 42.9			116 9.3	188 13.3
重度障害者支援加算(Ⅱ)	34 20.2			701 56.2	735 51.9
人員配置体制加算			319 18.4	617 49.4	936 31.4
1 対 1.7			137	303	440
1 対 2.0			80	151	231
1 対 2.5			96	148	244
食事提供体制加算		121 91.7	1,306 75.2		1,427 76.4
送迎加算			1,390 80.1		1,390 80.1
延長支援加算		15 11.4	90 5.2		105 5.6
開所時間減算		13 9.8	64 3.7		77 4.1
事業所実数	168 100	132 100	1,736 100	1,248 100	3,284 100

[11] 短期入所の状況

1. 短期入所の実施状況

表14は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況である。回答のあった1,416か所（障害児入所施設168か所，障害者支援施設1,248か所）のうち，1,323か所93.4％（障害児入所施設91.1％，障害者支援施設93.8％）が短期入所事業を実施しており，入所系に対する短期入所のニーズの高さが窺える。

表14 短期入所の実施

（事業所数・下段は％）

		実施している			実施していない	無回答	計
		うち併設型	うち空床利用型	無回答			
障害児入所施設	153	76	62	15	15		168
	91.1	49.7	40.5	9.8	8.9		100
障害者支援施設	1,170	916	214	40	52	26	1,248
	93.8	78.3	18.3	3.4	4.2	2.1	100
計	1,323	992	276	55	67	26	1,416
	93.4	75.0	20.9	4.2	4.7	1.8	100

表15は，障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」を定員規模別に表したものである。

併設型は児・者合計で992か所と，短期入所を実施している1,323か所（表14）の75.0％にあたる。定員規模は，4人が303か所30.5％（前年度286か所30.0％）と最も多く，児・者別にみても4人以外の上位3項目は定員2～5人の規模であった。一方，定員10人以上は，児童入所で7か所（9.2％），障害者支援施設においては65か所（7.1％）となっていた。

表15 定員規模別併設型事業所数

（事業所数・下段は％）

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～15人	16人以上	無回答	計
障害児入所施設	4	12	12	18	10	6	3	4		6		1		76
	5.3	15.8	15.8	23.7	13.2	7.9	3.9	5.3		7.9		1.3		100
障害者支援施設	16	193	80	285	112	99	24	28	8	39	16	10	6	916
	1.7	21.1	8.7	31.1	12.2	10.8	2.6	3.1	0.9	4.3	1.7	1.1	0.7	100
事業所数	20	205	92	303	122	105	27	32	8	45	16	11	6	992
	2.0	20.7	9.3	30.5	12.3	10.6	2.7	3.2	0.8	4.5	1.6	1.1	0.6	100

表16は平成30年4月～6月までの3か月間における短期入所の利用実績（利用実人数と利用延べ件数及び利用延べ泊数から，1人あたりの平均利用件数と1事業所あたりの利用実人数）を児・者施設毎に整理したものである。全体では，3か月間に20,911人が65,650回（件）短期入所を利用していた。その内の利用実人数では89.7％，利用延べ件数でも90.5％を障害者支援施設が占めており，短期入所事業における障害者支援施設の果たしている役割は大きいといえる。

利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回（件）数をみると，全体では3.1回（件），障害者支援施設3.2回（件），障害児入所施設2.9回（件）であった。また，利用実人数20,911人を表14の短期入所実施事業所数1,323か所で割り返し，1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出す

と、全体では15.8人で、障害者支援施設16.0人、障害児入所施設14.1人となっていた。

表16 利用実績（平成30年4～6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）	利用泊数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
障害児入所施設	2,150 10.3	6,228 9.5	15,448 7.0	2.9	14.1
障害者支援施設	18,761 89.7	59,422 90.5	205,181 93.0	3.2	16.0
計	20,911 100	65,650 100	220,629 100	3.1	15.8

表16－2 表16の利用件数（延べ）内訳

（利用件数・下段は％）

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30泊以上	不明	計
障害児入所施設	3,773 60.6	1,186 19.0	447 7.2	412 6.6	137 2.2	55 0.9	40 0.6	178 2.9	6,228 100
障害者支援施設	30,066 50.6	12,132 20.4	5,687 9.6	5,594 9.4	1,722 2.9	1,081 1.8	1,451 2.4	1,689 2.8	59,422 100
計	33,839 51.5	13,318 20.3	6,134 9.3	6,006 9.1	1,859 2.8	1,136 1.7	1,491 2.3	1,867 2.8	65,650 100

表16－2は上記3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を児・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊51.5％、2位2泊20.3％となっており、1～2泊で全体の71.8％、6泊以内で全体の90.3％を占めた。

表17は調査基準日現在（H30.6.1）利用中の児者の最長利用泊数を児・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の者は874人であったが、短期入所サービスの利用期間上限である31泊以上の利用が241人（27.6％）、更に30年度から規制がかかる年間利用日数181泊以上の利用も77人（8.8％）であった。

表17 現在利用中（滞在中）の児者の最長泊数

（利用件数・下段は％）

	～7泊	8～14泊	15～21泊	22～30泊	31～60泊	61～90泊	91～180泊	181泊以上	計
障害児入所施設	66 65.3	10 9.9	8 7.9	4 4.0	7 6.9	1 1.0	2 2.0	3 3.0	101 100
障害者支援施設	328 42.4	90 11.6	29 3.8	98 12.7	73 9.4	38 4.9	43 5.6	74 9.6	773 100
計	394 45.1	100 11.4	37 4.2	102 11.7	80 9.2	39 4.5	45 5.1	77 8.8	874 100

表18は、3ヶ月間で最長支給期間の30泊以上連続で利用した児者の理由（複数選択有り）をまとめたものである。704事業所から1,233件の回答を得たが、前年度と同じく、理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で263事業所505件（41.0％）、2位が「家族の病気等のため」で144事業所230件（18.7％）であった。障害者支援施設、グループホーム、その他の福祉施設等への「入所入居待機」が理由の利用は、403事業所688件（55.8％）となっており、おそらくこの5割を超える入所・入居待機群の中には、数か月から1年を超えて利用している人達も多くいと推察される。

表18 一回の利用に30泊以上した児者の理由

(重複回答・下段は%)

			障害児入所施設	障害者支援施設	計
入所入居待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	11 32.4	252 37.6	263 37.4
		件数	20 33.3	485 41.3	505 41.0
	グループホームへの入居待機のため	事業所数	4 11.8	76 11.3	80 11.4
		件数	5 8.3	93 7.9	98 7.9
	その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	4 11.8	56 8.4	60 8.5
		件数	10 16.7	75 6.4	85 6.9
本人・家族等	本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	5 14.7	47 7.0	52 7.4
		件数	7 11.7	104 8.9	111 9.0
	家族の病気等のため	事業所数	5 14.7	139 20.7	144 20.5
		件数	6 10.0	224 19.1	230 18.7
地域での自立した生活をするための事前準備のため		事業所数	2 5.9	20 3.0	22 3.1
		件数	2 3.3	36 3.1	38 3.1
その他		事業所数	3 8.8	80 11.9	83 11.8
		件数	10 16.7	156 13.3	166 13.5
計		事業所数	34	670	704
		件数	60	1,173	1,233

[12] 職員の資格取得・処遇の状況

1. 資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表19は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の上位3資格の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士22.3%（前年度21.9%）、2位保育士13.0%（前年度13.2%）、3位介護職員初任者研修修了11.5%（前年度11.8%）で、4位に社会福祉士8.1%（前年度8.0%）が入っていた。

障害児入所施設、児童発達支援センターで見ると、1位保育士（46.0%）、2位介護福祉士（10.2%）、3位社会福祉士（9.4%）となっており、障害者支援施設、日中活動事業所では、1位介護福祉士（23.3%）、2位介護職員初任者研修修了（12.1%）、3位保育士（10.1%）の順となっている。

表19 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	476	117	4,551	10,906	16,050	22.3
社会福祉士	366	179	2,105	3,207	5,857	8.1
精神保健福祉士	72	21	436	670	1,199	1.7
保育士	1,219	1,453	1,828	4,856	9,356	13.0
知的障害援助専門員	33	15	418	790	1,256	1.7
知的障害福祉士	13	3	61	111	188	0.3
介護職員初任者研修修了	186	56	3,300	4,747	8,289	11.5
その他	93	130	695	1,338	2,256	3.1
直接支援職員実数	3,640	2,167	23,462	42,824	72,093	100

表20は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、いわゆる三福祉士といわれる社会福祉士71.8%（前年度71.2%）、介護福祉士69.9%（前年度68.8%）、精神保健福祉士38.3%（前年度36.3%）が上位3位であった。しかし、障害児入所施設と児童発達支援センターでは、保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表20 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	88	35	1,136	1,035	2,294	69.9
社会福祉士	101	63	1,213	981	2,358	71.8
精神保健福祉士	50	16	680	512	1,258	38.3
保育士	61	44	156	122	383	11.7
知的障害援助専門員	14	10	252	211	487	14.8
知的障害福祉士	3	4	107	95	209	6.4
介護職員初任者研修修了	8	4	259	163	434	13.2
その他	14	11	139	133	297	9.0
事業所実数	168	132	1,736	1,248	3,284	100

〔資格取得への支援及び資格取得者への処遇〕

表21・表22は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである（重複計上）。3,284事業所のうち最も多かったのは「給与への反映」1,924か所（58.6%）で、全体の6割弱となっている。次いで、「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」1,098か所（33.4%）、「資格取得後に資格取得一時金として1回のみ支給」634か所（19.3%）、「昇進昇格等処遇への反映」562か所（17.1%）の順であった。表22は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している1,098か所の補助内容を表しており、「全額補助」は188か所17.1%（前年度15.9%）、「一部補助」は744か所67.8%（前年度68.9%）であった。

表21 資格取得への支援・処遇の内容

(重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	47	36	601	414	1,098	33.4
資格取得一時金として1回のみ支給	41	18	311	264	634	19.3
昇進昇格等処遇への反映	26	12	278	246	562	17.1
給与手当への反映	69	50	1,031	774	1,924	58.6
その他	18	8	146	154	326	9.9
事業所実数	168	132	1,736	1,248	3,284	100

表22 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	8	11	106	63	188	17.1
一部補助	32	22	411	279	744	67.8
その他	7	4	83	58	152	13.8
補助ありの事業所実数	47	36	601	414	1,098	100

表23は表21で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,924事業所がその対象としている資格を事業所種別毎に整理したものである。全体では圧倒的に3福祉士が多く、介護福祉士1,743か所90.6%（前年度90.8%）、社会福祉士1,744か所90.6%（前年度91.1%）、精神保健福祉士1,320か所68.6%（前年度67.7%）の順となっている。

一方、障害者支援施設、日中活動事業所においては、社会福祉士よりも介護福祉士の割合が高くなっているが、特に障害者支援施設においては、利用者の高齢化のためと推察される。なお、保育士（29.1%）は児童の2事業所も含めた全ての事業所種別で4位、「その他」を除いた5位は介護職員初任者研修（11.5%）となっていた。

表23 資格取得後手当等を支給された資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	57 82.6	31 62.0	931 90.3	724 93.5	1,743 90.6
社会福祉士	60 87.0	38 76.0	928 90.0	718 92.8	1,744 90.6
精神保健福祉士	49 71.0	21 42.0	722 70.0	528 68.2	1,320 68.6
保育士	35 50.7	22 44.0	290 28.1	213 27.5	560 29.1
知的障害援助専門員	10 14.5	4 8.0	87 8.4	81 10.5	182 9.5
知的障害福祉士	2 2.9		41 4.0	37 4.8	80 4.2
介護職員初任者研修修了	10 14.5	2 4.0	124 12.0	85 11.0	221 11.5
その他	21 30.4	18 36.0	232 22.5	220 28.4	491 25.5
給与手当への反映事業所数	69	50	1,031	774	1,924

表24は表21で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,924事業所が毎月定額で給与に支給される金額を資格毎に整理したものである。おおむね「1～3,000円」「3,001～5,000円」に集中し、次いで「5,001～10,000円」であったことから、おおよそ定額で給与に反映される金額の幅が推察できる。また、給与手当への反映事業所数が多い順に、介護福祉士（86.6%）、社会福祉士（86.5%）、精神保健福祉士（65.5%）となっており、更に2万円を超える最上位の階層についても3福祉士が占めることから3福祉士の資格取得は事業所において高く評価されていることがわかる。

表24 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

	0円	1～ 3,000円	3,001～ 5,000円	5,001～ 10,000円	10,001～ 20,000円	20,001円 以上	計	給与手当への 反映事業 所数（%）	有効回答 事業所数 （%）
介護福祉士		679 40.8	605 36.3	322 19.3	49 2.9	11 0.7	1,666 100	86.6	50.7
社会福祉士		457 27.5	532 32.0	521 31.3	121 7.3	33 2.0	1,664 100	86.5	50.7
精神保健福祉士	2 0.2	379 30.1	411 32.6	382 30.3	71 5.6	16 1.3	1,261 100	65.5	38.4
保育士	13 2.3	228 41.1	197 35.5	92 16.6	24 4.3	1 0.2	555 100	28.8	16.9
知的障害援助専門員	20 10.4	108 56.0	52 26.9	12 6.2	1 0.5		193 100	10.0	5.9
知的障害福祉士	20 20.6	31 32.0	25 25.8	21 21.6			97 100	5.0	3.0
介護職員初任者研修 修了	20 8.7	154 67.2	40 17.5	12 5.2	2 0.9	1 0.4	229 100	11.9	7.0
その他	10 2.2	184 40.8	136 30.2	89 19.7	25 5.5	7 1.6	451 100	23.4	13.7
事業所実数								1,924	3,284

表25は表21で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,924か所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」は1,166か所60.6%、「上限はない」は224か所11.6%であった。

表25 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
上限がある	42	26	620	478	1,166	60.6
上限はない	6	6	116	96	224	11.6
無回答	21	18	295	200	534	27.8
計	69	50	1,031	774	1,924	100

Ⅲ 調査結果 B（30年度）

1. 定員と現在員

表26 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

			～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計
児童福祉法	障害児入所施設		46 27.2	48 28.4	30 17.8	20 11.8	11 6.5	12 7.1		2 1.2		169 100
	児童発達支援センター		20 14.9	66 49.3	24 17.9	15 11.2	3 2.2	5 3.7	1 0.7			134 100
	計（Ⅰ）		66 21.8	114 37.6	54 17.8	35 11.6	14 4.6	17 5.6	1 0.3	2 0.7		303 100
障害者総合支援法	単独型	療養介護										
		生活介護	210 12.8	144 8.8	413 25.2	247 15.1	334 20.4	236 14.4	45 2.7	6 0.4	5 0.3	1,640 100
		自立訓練	8 50.0	5 31.3	2 12.5		1 6.3					16 100
		就労移行支援	12 85.7	1 7.1			1 7.1					14 100
		就労継続支援A型	13 68.4	2 10.5	3 15.8		1 5.3					19 100
		就労継続支援B型	135 47.5	37 13.0	80 28.2	14 4.9	15 5.3	3 1.1				284 100
		計	378 19.2	189 9.6	498 25.2	261 13.2	352 17.8	239 12.1	45 2.3	6 0.3	5 0.3	1,973 100
	多機能型事業所	97 9.4	103 10.0	390 37.9	84 8.2	183 17.8	132 12.8	31 3.0	5 0.5	3 0.3	1,028 100	
	計（Ⅱ）		475 15.8	292 9.7	888 29.6	345 11.5	535 17.8	371 12.4	76 2.5	11 0.4	8 0.3	3,001 100
	うち施設入所支援		11 0.9	137 11.0	298 23.8	350 28.0	193 15.4	218 17.4	35 2.8	2 0.2	7 0.6	1,251 100
	合計（Ⅰ＋Ⅱ）		541 16.4	406 12.3	942 28.5	380 11.5	549 16.6	388 11.7	77 2.3	13 0.4	8 0.2	3,304 100

表26は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人未満の事業所は947か所（28.7%）となり0.7ポイント減少した。一方、31～50人の事業所は0.2ポイント増加し1,322か所（40.0%）、51～100人の事業所も0.5ポイント増加し937か所（28.4%）、101～200人の事業所は同ポイントとなり90か所（2.7%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く888か所（29.6%）、次いで51～60人の階層535か所（17.8%）、20人以下の階層475か所（15.8%）、61～100人の階層371か所（12.4%）、41～50人の階層345か所（11.5%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は31～40人が25.2%と最も多いが41～100人までの階層で49.8%と約半数を占めていた。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（85.7%、68.4%）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては31～50人の構成比が高く51.8%（648か所）、次いで51～100人の32.9%（411か所）となっており、101人以上も3.5%（44か所）であった。

表27 定員と現在員

施設種別		定員	現在員（措置・契約）			平成30年度 充足率（A）	平成29年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減
			男	女	計			
児童福祉法	障害児入所施設	6,225	3,323	1,554	4,877	78.3	81.9	▲ 3.6
	児童発達支援センター	4,639	4,776	1,643	6,419	138.4	137.0	1.4
	計（Ⅰ）	10,864	8,099	3,197	11,296	104.0	104.8	▲ 0.8
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）療養介護							
	生活介護	107,210	66,892	43,744	110,636	103.2	102.9	0.3
	自立訓練	1,810	796	442	1,238	68.4	71.5	▲ 3.1
	就労移行支援	3,586	1,647	775	2,422	67.5	71.4	▲ 3.9
	就労継続支援A型	1,269	811	346	1,157	91.2	93.8	▲ 2.7
	就労継続支援B型	29,509	19,312	11,732	31,044	105.2	105.3	▲ 0.1
	計（Ⅱ）	143,384	89,458	57,039	146,497	102.2	102.0	0.2
	うち施設入所支援	69,193	40,092	26,884	66,976	96.8	97.0	▲ 0.2
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		154,248	97,557	60,236	157,793	102.3	102.2	0.1

表27は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体でみると、前年度（102.2%）より0.1ポイント増加し102.3%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は78.3%と対前年比3.6ポイント減少し、児童発達支援センターについては138.4%と前年度（137.0%）から1.4ポイント増加した。

成人の日中系事業全体でみると、充足率は102.2%であった。事業種別毎にみると、生活介護103.2%、自立訓練68.4%、就労移行支援67.5%、就労継続支援A型91.2%、就労継続支援B型105.2%と事業によって充足率にばらつきがあることがわかる。

なお、施設入所支援の充足率は96.8%であった。

2. 年齢別施設利用者数

表28は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は、40～49歳の階層で、次いで多いのは30～39歳の階層であり、この両階層だけで40.5%を占める。

知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年は17.3%と前年度（16.6%）に比して0.7ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度（15,730人）より1,680人多い17,410人であるが、そのうち75.7%（13,176人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差をみると、男性が61.8%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が63.3%で、18歳未満の児童期では男児が72.0%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表28 年齢別施設利用者数

(人)

年齢			0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男	3	75	721	695	1,214	224	194	93	57	34	10	2			1	3,323	
		女	2	43	293	331	601	103	78	30	23	35	8	6		1		1,554	
		計	5	118	1,014	1,026	1,815	327	272	123	80	69	18	8	0	1	1	4,877	
		うち措置	4	92	695	645	985	162	3									2,586	
	児童発達支援センター	男	312	4,212	213	4	32	3										4,776	
		女	153	1,408	73	4	5											1,643	
		計	465	5,620	286	8	37	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,419	
		うち措置	1	11			2											14	
	計(Ⅰ)	男	315	4,287	934	699	1,246	227	194	93	57	34	10	2				1	8,099
		女	155	1,451	366	335	606	103	78	30	23	35	8	6		1		3,197	
		計	470	5,738	1,300	1,034	1,852	330	272	123	80	69	18	8	0	1	1	11,296	
		うち措置	5	103	695	645	987	162	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600	
障害者総合支援法	日中系(単独・多機能含む)	療養介護	男															0	
			女															0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		生活介護	男					20	1,596	11,765	12,837	18,050	10,848	4,158	3,758	2,055	1,122	683	66,892
			女					12	762	5,684	7,164	10,063	8,186	3,861	3,625	2,207	1,306	874	43,744
			計	0	0	0	0	32	2,358	17,449	20,001	28,113	19,034	8,019	7,383	4,262	2,428	1,557	110,636
		自立訓練	男					56	295	212	53	83	64	22	7	3	1		796
			女					14	155	124	43	47	34	15	8		1	1	442
			計	0	0	0	0	70	450	336	96	130	98	37	15	3	2	1	1,238
		就労移行	男					74	482	604	196	188	78	15	9	1			1,647
			女				1	29	254	284	88	85	27	6		1			775
			計	0	0	0	1	103	736	888	284	273	105	21	9	2	0	0	2,422
	就労継続A型	男					20	199	196	204	136	46	10					811	
		女					8	91	85	78	57	21	6					346	
		計	0	0	0	0	28	290	281	282	193	67	16	0	0	0	0	1,157	
	就労継続B型	男					5	612	4,982	4,310	4,385	2,832	1,082	738	260	84	22	19,312	
		女					3	330	2,723	2,717	2,855	1,772	714	433	142	36	7	11,732	
		計	0	0	0	0	8	942	7,705	7,027	7,240	4,604	1,796	1,171	402	120	29	31,044	
	計(Ⅱ)	男					155	3,005	17,762	17,592	22,910	13,958	5,323	4,522	2,319	1,207	705	89,458	
		女				1	58	1,509	8,906	10,097	13,128	10,076	4,617	4,072	2,350	1,343	882	57,039	
		計	0	0	0	1	213	4,514	26,668	27,689	36,038	24,034	9,940	8,594	4,669	2,550	1,587	146,497	
		うち施設入所支援	男					54	308	3,386	6,205	12,179	8,331	3,280	3,067	1,700	959	623	40,092
	女						26	126	1,392	3,013	6,294	6,167	3,039	2,970	1,879	1,164	814	26,884	
	計	0	0	0	0	80	434	4,778	9,218	18,473	14,498	6,319	6,037	3,579	2,123	1,437	66,976		
合計(Ⅰ＋Ⅱ)	男	315	4,287	934	699	1,401	3,232	17,956	17,685	22,967	13,992	5,333	4,524	2,319	1,207	706	97,557		
	女	155	1,451	366	336	664	1,612	8,984	10,127	13,151	10,111	4,625	4,078	2,350	1,344	882	60,236		
	計	470	5,738	1,300	1,035	2,065	4,844	26,940	27,812	36,118	24,103	9,958	8,602	4,669	2,551	1,588	157,793		

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者(児)総数4,877人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は81.6%(3,978人)と前年度に比して7.0ポイント増加しているが、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていない。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の37.2%で、次いで多いのは12～14歳の階層21.0%と続いている。

②児童発達支援センター

この事業種別の利用児6,419人は、6歳未満の幼児が94.8%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は40人（0.6%）であった。

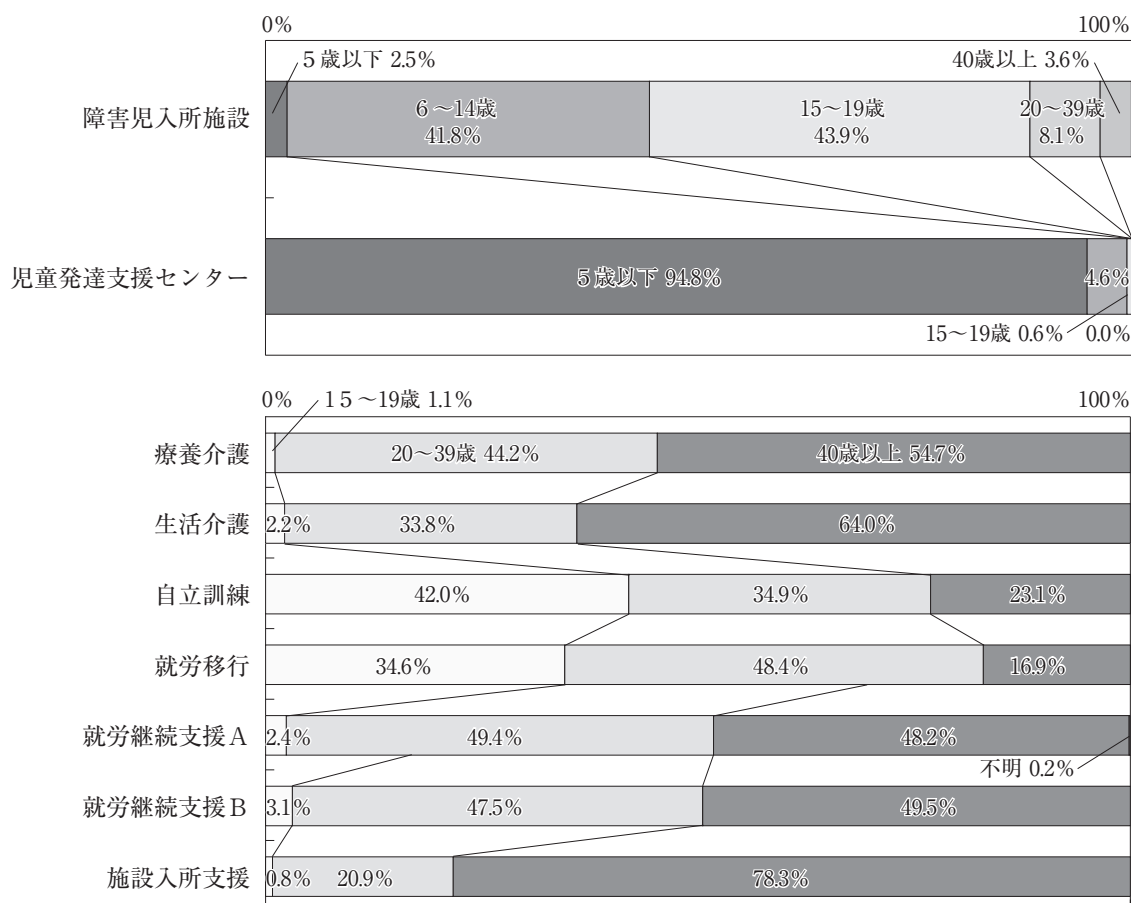
また、毎年度6～11歳の階層に1割に満たない程度（4.5%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（63.0%）で、20～29歳の階層は7.1%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で27.5%、30～39歳の階層で23.2%、この両階層だけで50.8%を占める。その男女差をみると、男性が63.8%を占めている。これを年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では63.5%、就労移行では67.1%を占めている。

図1 施設利用者年齢別構成



3. 施設・事業在籍年数

表29は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表30ではその構成比をみた。

表29 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数			0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童福祉法	障害児入所施設	男女	347	196	466	418	592	734	299	86	85	40	35	25	3,323
		男女	155	96	204	206	294	349	131	33	29	12	36	9	1,554
		計	502	292	670	624	886	1,083	430	119	114	52	71	34	4,877
	児童発達支援センター	男女	1,411	619	1,463	830	160	12						281	4,776
		男女	481	217	488	277	75	2						103	1,643
		計	1,892	836	1,951	1,107	235	14	0	0	0	0	0	384	6,419
	計（Ⅰ）	男女	1,758	815	1,929	1,248	752	746	299	86	85	40	35	306	8,099
		男女	636	313	692	483	369	351	131	33	29	12	36	112	3,197
		計	2,394	1,128	2,621	1,731	1,121	1,097	430	119	114	52	71	418	11,296
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護	男女												
		男女													
		計													
		生活介護	男女	1,910	1,133	3,025	3,019	5,910	43,739	7,347				809	66,892
		男女	1,135	752	1,970	1,852	3,655	28,952	4,902					526	43,744
		計	3,045	1,885	4,995	4,871	9,565	72,691	12,249	0	0	0	0	1,335	110,636
		自立訓練	男女	224	106	316	98	13	20	3				16	796
		男女	129	62	182	50	8	8	1					2	442
		計	353	168	498	148	21	28	4	0	0	0	0	18	1,238
		就労移行	男女	454	327	562	179	29	63	2				31	1,647
		男女	260	147	258	65	11	20	2					12	775
		計	714	474	820	244	40	83	4	0	0	0	0	43	2,422
		就労継続A型	男女	31	19	64	74	124	294	167				38	811
		男女	12	11	29	29	55	124	65					21	346
		計	43	30	93	103	179	418	232	0	0	0	0	59	1,157
		就労継続B型	男女	878	573	1,378	1,292	2,672	10,375	1,788				356	19,312
		男女	400	361	834	778	1,509	3,709	3,508					633	11,732
		計	1,278	934	2,212	2,070	4,181	14,084	5,296	0	0	0	0	989	31,044
	計（Ⅱ）	男女	3,497	2,158	5,345	4,662	8,748	54,491	9,307					1,250	89,458
		男女	1,936	1,333	3,273	2,774	5,238	32,813	8,478					1,194	57,039
		計	5,433	3,491	8,618	7,436	13,986	87,304	17,785	0	0	0	0	2,444	146,497
	うち施設入所支援	男女	611	518	1,251	1,237	2,459	5,514	5,276	5,711	8,991	5,419	2,832	273	40,092
		男女	400	361	834	778	1,509	3,709	3,508	3,525	5,493	4,098	2,535	134	26,884
		計	1,011	879	2,085	2,015	3,968	9,223	8,784	9,236	14,484	9,517	5,367	407	66,976
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	合計	男女	5,255	2,973	7,274	5,910	9,500	55,237	9,606	86	85	40	35	1,556	97,557
		男女	2,572	1,646	3,965	3,257	5,607	33,164	8,609	33	29	12	36	1,306	60,236
		計	7,827	4,619	11,239	9,167	15,107	88,401	18,215	119	114	52	71	2,862	157,793

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

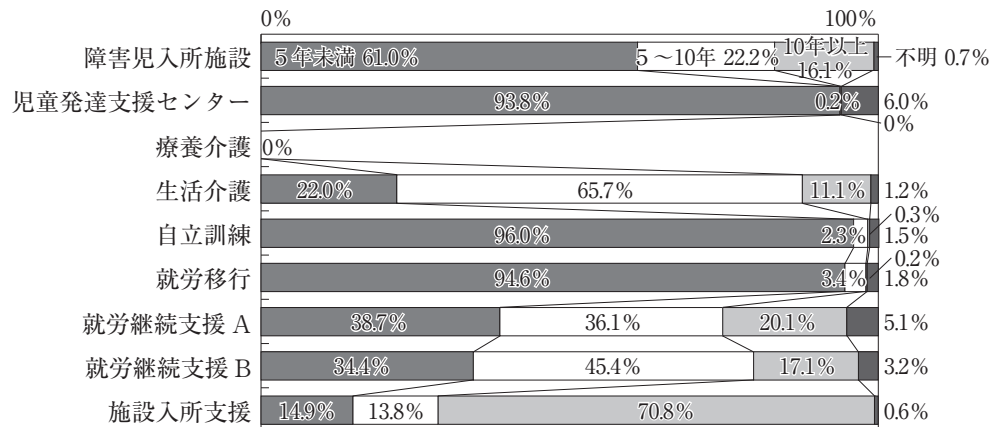


表30 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	10.3	6.0	13.7	12.8	18.2	22.2	8.8	2.4	2.3	1.1	1.5	0.7	100
	児童発達支援センター	29.5	13.0	30.4	17.2	3.7	0.2						6.0	100
	計（Ⅰ）	21.2	10.0	23.2	15.3	9.9	9.7	3.8	1.1	1.0	0.5	0.6	3.7	100
障害者総合支援法 （単独・多機能含む）	療養介護													
	生活介護	2.8	1.7	4.5	4.4	8.6	65.7	11.1					1.2	100
	自立訓練	28.5	13.6	40.2	12.0	1.7	2.3	0.3					1.5	100
	就労移行	29.5	19.6	33.9	10.1	1.7	3.4	0.2					1.8	100
	就労継続A型	3.7	2.6	8.0	8.9	15.5	36.1	20.1					5.1	100
	就労継続B型	4.1	3.0	7.1	6.7	13.5	45.4	17.1					3.2	100
	計（Ⅱ）	3.7	2.4	5.9	5.1	9.5	59.6	12.1					1.7	100
	うち施設入所支援	1.5	1.3	3.1	3.0	5.9	13.8	13.1	13.8	21.6	14.2	8.0	0.6	100
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		5.0	2.9	7.1	5.8	9.6	56.0	11.5	0.1	0.1	0.0	0.0	1.8	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が83.2%（前年比4.7ポイント増）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年度（9.2%）より4.3ポイント減少し4.9%（237人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齡児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が42.5%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると90.1%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数66,976人のうち、在籍期間10年未満の利用者は19,181人（28.6%）一方、10年以上の利用者は47,388人（70.8%）、そのうち20年以上の在籍者は29,368人（43.8%）と10年以上在籍者の半数以上（62.0%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において15年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の53人（4.3%）と127人（5.2%）となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

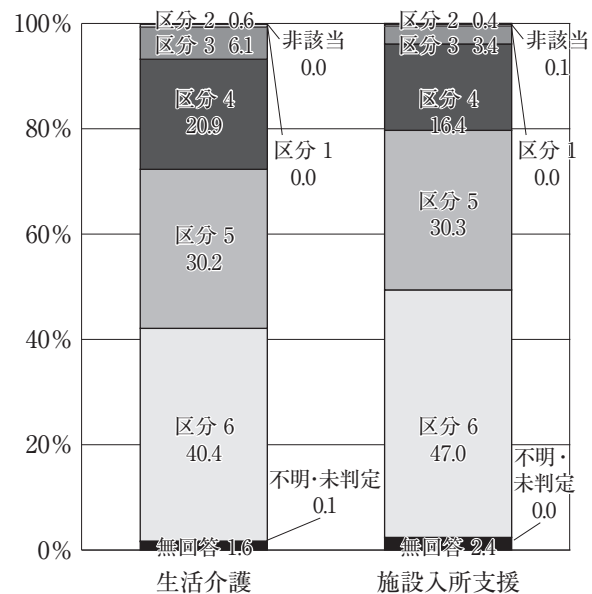
表31は障害支援区分の割合を示した表である。

表31 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	4 0.0	63 0.1
区分1	22 0.0	26 0.0
区分2	648 0.6	283 0.4
区分3	6,798 6.1	2,250 3.4
区分4	23,169 20.9	10,993 16.4
区分5	33,417 30.2	20,289 30.3
区分6	44,677 40.4	31,450 47.0
不明・未判定	151 0.1	26 0.0
無回答	1,750 1.6	1,596 2.4
計	110,636 100	66,976 100

※多機能型「生活介護」を含む

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は66,976人で、区分6が47.0%（前年度46.7%）、区分5が30.3%（同30.5%）、区分4が16.4%（同17.0%）となっており、区分4～6の合計は93.7%（同94.2%）。

生活介護の利用者数は110,636人（同106,404人）で、区分6が40.4%（同39.7%）、区分5が30.2%（同30.1%）、区分4が20.9%（同21.4%）で、区分4～6の合計は91.5%（同91.2%）となっている。

区分4～6の合計は生活介護では平成27年度から連続して増加している。

5. 療育手帳程度別在所者数

表32は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持・不明の割合は48.0%と高く、他の事業に比べて際立っている。特に児童発達支援センターにおいては、低年齢から利用されており、保護者の障害受容も不確かな時期なので、療育手帳所持には繋がらないと考えられる。

児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は、障害児入所施設42.7%（前年度47.7%）、児童発達支援センター11.7%（前年度13.1%）と、前年度調査では、微増していたが、今年度は、減少していた。

他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、前年度調査と比較すると、就労移行支援、自立訓練、施設入所支援で微増を示し、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型は、微減であった。

また、各事業での分布を見ると、生活介護、施設入所支援における最重度・重度の割合がいずれも75%を超えており、他の事業と比べて群を抜いて高かった。児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型では、中軽度の割合が高く、とくに総合支援法の4事業はほぼ60%以上となっている。

表32 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
最重度・ 重度	2,081	751	2,832		84,230	149	231	76	9,391	94,077	51,700	96,909
	42.7	11.7	25.1		76.1	12.0	9.5	6.6	30.3	64.2	77.2	61.4
中軽度	2,416	2,337	4,753		19,667	836	1,787	874	17,725	40,889	12,715	45,642
	49.5	36.4	42.1		17.8	67.5	73.8	75.5	57.1	27.9	19.0	28.9
不所持・ 不明	297	3,078	3,375		3,434	221	315	103	2,457	6,530	1,113	9,905
	6.1	48.0	29.9		3.1	17.9	13.0	8.9	7.9	4.5	1.7	6.3
無回答	83	253	336		3,305	32	89	104	1,471	5,001	1,448	5,337
	1.7	3.9	3.0		3.0	2.6	3.7	9.0	4.7	3.4	2.2	3.4
計	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

6. 身体障害の状況

表33 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
視覚	26	15	41		2,458	45	12	7	231	2,753	1,764	2,794
	5.4	3.6	4.6		11.4	33.3	11.0	9.7	8.8	11.2	13.6	11.0
聴覚	38	28	66		2,096	9	13	9	338	2,465	1,525	2,531
	7.9	6.7	7.4		9.7	6.7	11.9	12.5	12.9	10.0	11.8	9.9
平衡	8		8		443	1	1		40	485	309	493
	1.7		0.9		2.0	0.7	0.9		1.5	2.0	2.4	1.9
音声・言語又は 咀嚼機能	6		6		2,349	3	3	5	162	2,522	1,908	2,528
	1.2		0.7		10.9	2.2	2.8	6.9	6.2	10.3	14.7	9.9
肢体不自由	397	292	689		14,244	72	56	44	1,604	16,020	7,799	16,709
	82.5	70.4	76.9		65.8	53.3	51.4	61.1	61.2	65.2	60.3	65.6
内部障害	35	35	70		1,715	9	21	7	395	2,147	937	2,217
	7.3	8.4	7.8		7.9	6.7	19.3	9.7	15.1	8.7	7.2	8.7
手帳所持者実数	481	415	896		21,643	135	109	72	2,619	24,578	12,936	25,474
	9.9	6.5	7.9		19.6	10.9	4.5	6.2	8.4	16.8	19.3	16.1
現在員	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表34 身体障害手帳程度別在籍者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	286 59.5	233 56.1	519 57.9		7,691 35.5	57 42.2	21 19.3	10 13.9	565 21.6	8,344 33.9	3,447 26.6	8,863 34.8
2 級	76 15.8	120 28.9	196 21.9		5,858 27.1	31 23.0	24 22.0	11 15.3	687 26.2	6,611 26.9	3,681 28.5	6,807 26.7
3 級	58 12.1	30 7.2	88 9.8		3,462 16.0	19 14.1	20 18.3	10 13.9	560 21.4	4,071 16.6	2,413 18.7	4,159 16.3
4 級	26 5.4	16 3.9	42 4.7		2,478 11.4	7 5.2	24 22.0	19 26.4	388 14.8	2,916 11.9	1,887 14.6	2,958 11.6
5 級	18 3.7	3 0.7	21 2.3		1,194 5.5	12 8.9	5 4.6	9 12.5	214 8.2	1,434 5.8	829 6.4	1,455 5.7
6 級	17 3.5	13 3.1	30 3.3		960 4.4	9 6.7	12 11.0	13 18.1	205 7.8	1,199 4.9	679 5.2	1,229 4.8
不明・無回答							3 2.8			3 0.0		3 0.0
計 (A)	481 100	415 100	896 100		21,643 100	135 100	109 100	72 100	2,619 100	24,578 100	12,936 100	25,474 100
現在員 (B)	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
(A) / (B)	9.9	6.5	7.9		19.6	10.9	4.5	6.2	8.4	16.8	19.3	16.1

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

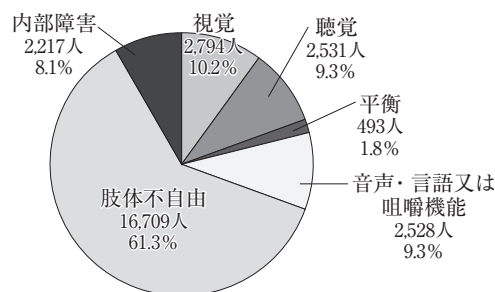


表33は、回答のあった3,304事業所の利用者157,793人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で25,474人、全利用者157,793人の16.1%と、約6人に1人は身体障害者手帳を持っていることになる。経年でみると、前々年度16.7%、前年度16.3%、今年度16.1%と、若干減少傾向にある。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の65.6%と最も多く、ほとんどの事業種別では60%以上を占めている。「視覚」「聴覚」「音声・言語又は咀嚼機能」「内部障害」は10%程度、「平衡」は1.9%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表34は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1・2級は、就労移行支援で41.3%、就労継続支援B型で47.8%であり、就労継続支援A型では、前年度49.4%であったが、今年度は、29.2%と20.2ポイントの減少がみられた。他は50%以上を占めており、とくに障害児入所施設と児童発達支援センターでは75%以上になっていた。この傾向も、過去3ヶ年の調査結果とほぼ変わらない。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業種別毎に見ると、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援では1級と2級の1位2位が逆転していた。手帳所

持者の日中活動の利用状況で、もっとも多かったのは生活介護の19.6％（21,643／110,636人）で、他の日中活動事業種と比較して高い割合を示している。

7. 精神障害の状況

表35 精神障害の状況

※重複計上（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症（広汎 性発達障害、自閉症など）	1,683 34.5	2,322 36.2	4,005 35.5		16,877 15.3	177 14.3	408 16.8	64 5.5	2,269 7.3	19,795 13.5	9,568 14.3	23,800 15.1
統合失調症	17 0.3		17 0.2		5,915 5.3	67 5.4	80 3.3	36 3.1	1,114 3.6	7,212 4.9	5,069 7.6	7,212 4.6
気分障害（周期性精神 病、うつ病性障害など）	20 0.4		20 0.2		1,952 1.8	13 1.1	46 1.9	18 1.6	357 1.1	2,386 1.6	1,633 2.4	2,406 1.5
てんかん性精神病	24 0.5	11 0.2	35 0.3		3,174 2.9	10 0.8	16 0.7	14 1.2	309 1.0	3,523 2.4	2,524 3.8	3,558 2.3
その他（強迫性、心因反 応、神経症様反応など）	80 1.6	30 0.5	110 1.0		2,821 2.5	16 1.3	50 2.1	20 1.7	311 1.0	3,218 2.2	2,546 3.8	3,328 2.1
現在員	4,877 100	6,419 100	11,296 100		110,636 100	1,238 100	2,422 100	1,157 100	31,044 100	146,497 100	66,976 100	157,793 100

表36 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	15 20.5	6 35.3	21 23.3		852 45.3	15 11.4	20 6.6	3 3.2	185 13.3	1,075 28.3	590 48.6	1,096 28.2
2 級	43 58.9	5 29.4	48 53.3		913 48.5	89 67.4	175 58.1	61 65.6	933 67.1	2,171 57.2	564 46.5	2,219 57.1
3 級	15 20.5	6 35.3	21 23.3		117 6.2	28 21.2	106 35.2	29 31.2	272 19.6	552 14.5	59 4.9	573 14.7
計（A）	73 100	17 100	90 100		1,882 100	132 100	301 100	93 100	1,390 100	3,798 100	1,213 100	3,888 100
現在員（B）	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
（A）／（B）	1.5	0.3	0.8		1.7	10.7	12.4	8.0	4.5	2.6	1.8	2.5

表35は、現在員の中で精神障害の診断名がついている人たちの状況を事業種別毎に整理したものである（複数計上あり）。「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」がもっとも多く、全体で23,800人（15.1％）、次いで「統合失調症」が7,212人（4.6％）、「てんかん性精神病」3,558人（2.3％）となっている。この上位3項目の順位は前々年度、前年度調査と同様であった。

「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」は、児童発達支援センターで36.2％、障害児入所施設では34.5％（前年度より7.4ポイント増加）を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、前年度調査と変わっていない。

表36は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持

者の実数は3,888人であり、現在員数に対する割合は前々年度2.2%、前年度2.5%と微増が続いていたが、今年度も2.5%と横ばいであった。しかし、身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっていない。精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、新たに申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は、就労移行支援12.4%（301人）、自立訓練10.7%（132人）、就労継続支援A型8.0%（93人）の3事業が他の事業より高くなっており、前年度調査と変わっていない。

8. 「てんかん」の状況

表37 「てんかん」の状況

（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として 現在服薬中のもの	914	295	1,209		32,576	97	178	74	3,551	36,476	21,414	37,685
	18.7	4.6	10.7		29.4	7.8	7.3	6.4	11.4	24.9	32.0	23.9
現在員	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表37は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員157,793人中37,685人（23.9%）、約4人に1人が現在てんかん薬を服薬している。事業種別では、生活介護（29.4%）が最も高く、次いで障害児入所施設（18.7%）、就労継続支援B型（11.4%）となっている。また、施設入所支援（32.0%）も同様に高くなっていった。

9. 認知症の状況

表38 認知症の状況

（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
医師により認知症と 診断されている人数					1,000		1		78	1,079	914	1,079
					0.90		0.04		0.25	0.74	1.36	0.68
うちダウン症 の人数					346		1		45	392	271	392
					34.6		100		57.7	36.3	29.6	36.3
医師以外の家族・支援員 等が認知症を疑う人数					1,637		1	4	72	1,714	1,463	1,714
					1.48		0.04	0.35	0.23	1.17	2.18	1.09
うちダウン症 の人数					410			1	24	435	326	435
					25.0			25.0	33.3	25.4	22.3	25.4
現在員	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

うちダウン症の人数の％は、上段の人数を母数にして算出

表38は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。医師により認知症と診断されている人数は全体の0.68%（1,079人）であ

り、前年度の0.65％から更に伸び（26年度の0.46％からは0.22ポイント増加）、年々認知症と診断されている人数が増えている。事業種別としては、生活介護0.90％（1,000人）と最も高く、次いで就労継続支援B型0.25％（78人）となっていた。また、その内ダウン症の割合が36.3％となっており、ダウン症は認知症発症に関連すると推測される。なお、認知症と診断されている利用者の84.7％は施設入所支援利用者となっていた。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は全体の1.09％（1,714人）であり、前年度の0.96％（1,460人）から0.13ポイント増加していた。事業種別としては生活介護が1.48％（1,637人）で最も高く、次いで就労継続支援A型が0.35％（4人）、次いで就労継続支援B型が0.23％（72人）となっており、やはりダウン症の割合が25.4％と高い割合を示していた。なお認知症を疑う利用者の85.4％は施設入所支援利用者となっていた。

10. 触法障害者の状況

表39 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法			障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)	当該設問	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター	計(Ⅰ)	療養 介護	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A型	就労継続 B型				の回答 施設数	うち施設 入所支援
矯正施設	5 25.0	1 100	6 28.6		94 62.7	17 89.5	25 86.2	3 27.3	80 80.8	219 71.1	96 76.2	225 68.4	212 77.1	69 81.2
更生保護 施設					3 2.0	1 5.3	3 10.3	1 9.1	5 5.1	13 4.2	2 1.6	13 4.0	13 4.7	2 2.4
指定入院 医療機関	15 75.0		15 71.4		53 35.3	1 5.3	1 3.4	7 63.6	14 14.1	76 24.7	28 22.2	91 27.7	50 18.2	14 16.5
計 (A)	20 100	1 100	21 100		150 100	19 100	29 100	11 100	99 100	308 100	126 100	329 100	275 100	85 100
現在員 (B)	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793	3,304	3,304は本 調査全体 の回答施 設数
(A)／(B)	0.41	0.02	0.19		0.14	1.53	1.20	0.95	0.32	0.21	0.19	0.21	8.32	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす

表39は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。

回答のあった3,304か所のうち、275か所（8.32％）において329人（0.21％）の利用がみられた。

障害者総合支援法に基づく事業種別毎にみると、自立訓練（1.53％）での受け入れが最も高率で、次いで、就労移行支援（1.20％）、就労継続支援A型（0.95％）の順になっていた。一方、地域生活移行個別支援特別加算の対象となる施設入所支援での受け入れについては0.19％に留まっている。また、308名のうち182名が日中系事業のみを利用していることから、日中系事業所で多くの触法障害者を受け入れていることが分かる。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別にみると、全体では「矯正施設」（68.4％）が最も高率で、次いで「指定入院医療機関」が27.7％となっているが、障害児入所施設においては、「矯正施設」よりも「指定入院医療機関」の方が高率であるという結果になっていた。

表40 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数
(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	5 1.09	21 0.03	26 0.04
該当事業種別の現在員	457	66,976	67,433
対象者のいる施設数	3 11.54	20 1.60	23 1.80
該当事業種別の施設数	26	1,251	1,277

※地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者26人は、該当事業種別の現在員67,433人の0.04%にあたる。
※上記利用者のいる23施設は、該当事業種別の施設数1,277施設の1.80%にあたる。

表40は、施設入所支援及び自立訓練(宿泊型)において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。

26人(前年度93人)が加算を受けており、該当事業利用者の0.04%であったが、前年度(0.14%)と比べて0.1ポイント下がっている。また、事業か所数で見ると23か所となっており、該当事業所の1.80%(前年度2.30%)となっていた。なお、自立訓練(宿泊型)のみで見た場合は11.54%(前年度21.74%)の事業所が加算を受けており、8.7か所に1か所は加算対象者を受け入れていることが分かる。

11. 支援度

支援度は、表41〈支援度の指標〉をもとに、「ほとんど支援の必要がない」とする5級から、「常時全ての面で支援が必要」とする1級まで、支援の必要な度合いを1級刻みの5段階で評価したもので、表42～表42-3は日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表41 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に厳重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表42 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）		計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	664	535	1,199		20,345	9	4	2	145	20,505	13,845	21,704
	13.6	8.3	10.6		18.4	0.7	0.2	0.2	0.5	14.0	20.7	13.8
2 級	1,134	1,827	2,961		36,252	89	38	24	1,661	38,064	23,732	41,025
	23.3	28.5	26.2		32.8	7.2	1.6	2.1	5.4	26.0	35.4	26.0
3 級	1,355	1,912	3,267		33,451	326	331	209	7,360	41,677	19,330	44,944
	27.8	29.8	28.9		30.2	26.3	13.7	18.1	23.7	28.4	28.9	28.5
4 級	1,201	1,091	2,292		15,609	473	949	394	11,672	29,097	7,959	31,389
	24.6	17.0	20.3		14.1	38.2	39.2	34.1	37.6	19.9	11.9	19.9
5 級	403	434	837		3,771	341	1,058	515	9,320	15,005	1,574	15,842
	8.3	6.8	7.4		3.4	27.5	43.7	44.5	30.0	10.2	2.4	10.0
不明	120	620	740		1,208		42	13	886	2,149	536	2,889
	2.5	9.7	6.6		1.1		1.7	1.1	2.9	1.5	0.8	1.8
計	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表42－2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）		計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	652	427	1,079		17,601	13	8	3	216	17,841	12,036	18,920
	13.4	6.7	9.6		15.9	1.1	0.3	0.3	0.7	12.2	18.0	12.0
2 級	1,218	1,990	3,208		31,171	102	61	18	2,065	33,417	20,302	36,625
	25.0	31.0	28.4		28.2	8.2	2.5	1.6	6.7	22.8	30.3	23.2
3 級	1,536	1,801	3,337		37,177	429	587	242	9,231	47,666	22,636	51,003
	31.5	28.1	29.5		33.6	34.7	24.2	20.9	29.7	32.5	33.8	32.3
4 級	848	1,111	1,959		17,220	372	814	340	10,141	28,887	9,141	30,846
	17.4	17.3	17.3		15.6	30.0	33.6	29.4	32.7	19.7	13.6	19.5
5 級	455	470	925		6,124	322	918	537	8,493	16,394	2,387	17,319
	9.3	7.3	8.2		5.5	26.0	37.9	46.4	27.4	11.2	3.6	11.0
不明	168	620	788		1,343		34	17	898	2,292	474	3,080
	3.4	9.7	7.0		1.2		1.4	1.5	2.9	1.6	0.7	2.0
計	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表42-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	158	93	251		6,267	1	1		78	6,347	4,736	6,598
	3.2	1.4	2.2		5.7	0.1	0.0		0.3	4.3	7.1	4.2
2 級	416	215	631		18,675	18	15	2	653	19,363	13,343	19,994
	8.5	3.3	5.6		16.9	1.5	0.6	0.2	2.1	13.2	19.9	12.7
3 級	1,122	231	1,353		36,238	132	175	72	4,104	40,721	23,332	42,074
	23.0	3.6	12.0		32.8	10.7	7.2	6.2	13.2	27.8	34.8	26.7
4 級	2,013	828	2,841		38,526	583	831	371	12,177	52,488	22,323	55,329
	41.3	12.9	25.2		34.8	47.1	34.3	32.1	39.2	35.8	33.3	35.1
5 級	1,040	4,413	5,453		8,783	491	1,394	692	12,874	24,234	2,405	29,687
	21.3	68.7	48.3		7.9	39.7	57.6	59.8	41.5	16.5	3.6	18.8
不明	128	639	767		2,147	13	6	20	1,158	3,344	837	4,111
	2.6	10.0	6.8		1.9	1.1	0.2	1.7	3.7	2.3	1.2	2.6
計	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童福祉法における障害児入所施設・児童発達支援センターの場合、日常生活面は1, 2, 3級を合わせると65.7%, 行動面についても同級合計が67.5%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級(41.3%)が最も高率であり、比較的支援度は低いものの、服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことが分かる。児童発達支援センターでは5級(68.7%)が最も高率となっており、これら傾向は例年と変わりは見られない。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が1, 2, 3級の合計が全体の8割を超え支援度の高さが顕著であるのに対して、それ以外の4事業は4, 5級が多数を占めていた。しかし比較的軽度利用者の割合が多い就労移行支援で1級対象者が0名から4名に増えたことをはじめ、どの事業においても日常生活面において1級の割合が年々増えており、重度化の進行がうかがえる。

また施設入所支援では、支援度の高い1, 2級の割合が他の事業に比して、日常生活面、行動面、保健面ともに高率となっていた。

12. 医療的ケアの実施状況

表43及び表43-2は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ4,640人(2.94%)が「巻き爪・白癬爪の爪きり」「浣腸」を除いた高度な医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.55%(604人)、次いで「喀痰吸引」0.54%(594人)、次いで「カテーテル管理」0.47%(516人)となっていた。一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型においては、医療的ケアはほとんど実施されていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、「喀痰吸引」が最も高く1.25%(61人)、次いで「吸入」0.86%(42人)、次いで「経管栄養の注入・水分補給」と「気管切開の管理」が同率で0.70%(34人)となっていた。また、児童発達支援センターでは、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.61%(39人)、次いで「喀痰吸引」が0.41%(26人)となっており、児童発達支援センターでも高度な医療的ケアが提供されていることが分かる。

今回別表43-2に示した、「巻き爪・白癬爪の爪きり」「浣腸」が必要な利用者の人数を高度な医療的ケアが必要な人数に足すと述べ16,697人(10.58%)となり、障害者総合支援法の事業においてはその大半(98.3%)が生活介護で行われていることがうかがえる。

表43 医療的ケアの実施状況 1

(上段は延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法					計(Ⅱ)		うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点 滴 の 管 理 (持続的)			0 0.0 0.00		3 0.1 0.00					3 0.1 0.00	8 0.3 0.01	3 0.1 0.00
中心静脈栄養 (ポートも含む)	1 0.4 0.02		1 0.3 0.01		7 0.2 0.01					7 0.2 0.00	6 0.3 0.01	8 0.2 0.01
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	3 1.3 0.06		3 0.9 0.03		284 6.8 0.26			1 25 0.09	19 17.6 0.06	304 7.1 0.21	214 8.9 0.32	307 6.6 0.19
酸素療法	22 9.4 0.45	14 13.0 0.22	36 10.6 0.32		137 3.3 0.12		1 25 0.04		7 6.5 0.02	145 3.4 0.10	51 2.1 0.08	181 3.9 0.11
吸入	42 18.0 0.86	7 6.5 0.11	49 14.4 0.43		213 5.1 0.19		1 25 0.04		3 2.8 0.01	217 5.0 0.15	108 4.5 0.16	266 5.7 0.17
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	19 8.2 0.39		19 5.6 0.17		59 1.4 0.05					59 1.4 0.04	1 0.0 0.00	78 1.7 0.05
気管切開の管理	34 14.6 0.70	9 8.3 0.14	43 12.6 0.38		170 4.1 0.15	1 50 0.08				171 4.0 0.12	13 0.5 0.02	214 4.6 0.14
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	61 26.2 1.25	26 24.1 0.41	87 25.5 0.77		594 14.2 0.54				1 0.9 0.00	595 13.8 0.41	142 5.9 0.21	682 14.7 0.43
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	34 14.6 0.70	39 36.1 0.61	73 21.4 0.65		604 14.4 0.55	1 50 0.08			2 1.9 0.01	607 14.1 0.41	125 5.2 0.19	680 14.7 0.43
インシュリン療 法	2 0.9 0.04	3 2.8 0.05	5 1.5 0.04		264 6.3 0.24			3 75 0.26	47 43.5 0.15	314 7.3 0.21	166 6.9 0.25	319 6.9 0.20
導尿	4 1.7 0.08	6 5.6 0.09	10 2.9 0.09		296 7.1 0.27		1 25 0.04		19 17.6 0.06	316 7.4 0.22	208 8.7 0.31	326 7.0 0.21
カテーテルの管 理(コンドーム・ 留置・膀胱ろう)	2 0.9 0.04	3 2.8 0.05	5 1.5 0.04		516 12.3 0.47		1 25 0.04		7 6.5 0.02	524 12.2 0.36	462 19.3 0.69	529 11.4 0.34
排便	5 2.1 0.10	1 0.9 0.02	6 1.8 0.05		500 12.0 0.45				2 1.9 0.01	502 11.7 0.34	408 17.0 0.61	508 10.9 0.32
じょく瘡の処置	4 1.7 0.08		4 1.2 0.04		496 11.9 0.45				1 0.9 0.00	497 11.6 0.34	410 17.1 0.61	501 10.8 0.32
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)			0 0.0 0.00		38 0.9 0.03					38 0.9 0.03	73 3.0 0.11	38 0.8 0.02
計	233 100 4.78	108 100 1.68	341 100 3.02		4,181 100 3.78	2 100 0.16	4 100 0.17	4 100 0.35	108 100 0.35	4,299 100 2.93	2,395 100 3.58	4,640 100 2.94
全利用者実数	4,877 100	6,419 100	11,296 100		110,636 100	1,238 100	2,422 100	1,157 100	31,044 100	146,497 100	66,976 100	157,793 100

表43ー2 医療的ケアの実施状況2

(上段は延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
浣腸（市販以外 の座薬も含む）	149	5	154		3,621	1			17	3,639	3,453	3,793
	78.4	100	79.0		30.9	33.3			11.4	30.7	31.4	31.5
	3.06	0.08	1.36		3.27	0.08			0.05	2.48	5.16	2.40
巻き爪、白癬爪 の爪切り	41		41		8,085	2	2	2	132	8,223	7,530	8,264
	21.6		21.0		69.1	66.7	100	100	88.6	69.3	68.6	68.5
	0.84		0.36		7.31	0.16	0.08	0.17	0.43	5.61	11.24	5.24
計	190	5	195		11,706	3	2	2	149	11,862	10,983	12,057
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
	3.90	0.08	1.73		10.58	0.24	0.08	0.17	0.48	8.10	16.40	7.64
全利用者実数	4,877	6,419	11,296		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	66,976	157,793
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

13. 複数事業利用者の状況

表44は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の7.1％が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（5.7％）より1.4ポイント増加していた。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の26.7％（1,711人）となっており、前年度16.3％（939人）に比して大きな伸びを示し、約4人に1人以上が幼稚園や保育園を併用していることが分かる。また障害者総合支援法に基づく事業においては、全体で6.2％と前年度（5.3％）より0.9ポイント増えており、事業種別毎でみると、割合が最も高いのは就労移行支援の8.7％でこの傾向は前年と同様であった。一方、就労継続支援A型の利用者は1.8％（21人）で前年度3.4％（41人）に比して約半減していた。

表44 複数事業利用者数

		児童福祉法(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						合計 (Ⅰ＋Ⅱ)	
		児童発達支 援センター	日中系（単独・多機能含む）					計(Ⅱ)		
			療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型			
複数事業 利用人数	人	1,711		7,339	70	210	21	1,455	9,095	10,806
	%	26.7		6.6	5.7	8.7	1.8	4.7	6.2	7.1
複数利用ありの 事業所数		89		1,034	16	17	4	287	1,358	1,447
現在員		6,419		110,636	1,238	2,422	1,157	31,044	146,497	152,916

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表45は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「施設入所支援」の割合が最も高く37.9％、次いで「家庭」からの通所者が36.5％と両項目合計で全体の7割以上にのぼっていた。また「グループホーム」の利用者数の割合も13.5％（前年度13.1％）と微増傾向にある。「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が48.8％と最も高率となっていた。

一方、事業種別毎にみると生活介護以外の4事業においてはすべて「家庭」からの通所者が最も高率となっていた。

表45 日中活動利用者の生活の場の状況

（人・下段は％）

	障 害 者 総 合 支 援 法						計
	日中系（単独・多機能含む）						
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	
家庭		31,625 28.6	496 40.1	1,701 70.2	561 48.5	19,106 61.5	53,489 36.5
アパート等		562 0.5	34 2.7	90 3.7	73 6.3	1,167 3.8	1,926 1.3
グループホーム ・生活寮等		11,192 10.1	73 5.9	327 13.5	447 38.6	7,788 25.1	19,827 13.5
自立訓練 （宿泊型）		47 0.0	208 16.8	32 1.3	4 0.3	137 0.4	428 0.3
福祉ホーム		169 0.2	1 0.1			86 0.3	256 0.2
施設入所支援		53,949 48.8	130 10.5	169 7.0	1 0.1	1,320 4.3	55,569 37.9
その他		357 0.3	6 0.5	7 0.3	4 0.3	133 0.4	507 0.3
不明・無回答		12,735 11.5	290 23.4	96 4.0	67 5.8	1,307 4.2	14,495 9.9
計		110,636 100	1,238 100	2,422 100	1,157 100	31,044 100	146,497 100

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表46は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の90.9％であった。同項目では概ね90％以上の高率が続き、大きな変化は見られない。

表46 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	％
同一法人敷地内で活動	60,856	90.9
同一法人で別の場所（敷地外）で活動	2,622	3.9
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	292	0.4
その他の日中活動事業所等で活動	86	0.1
不明・無回答	3,120	4.7
計	66,976	100

16. 入退所の状況

表47は、調査基準日より過去1年間における新規利用者総数と新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で13,758人、新規利用率（入所率）は8.9%であった。

事業種別毎にみると児童発達支援センターはその特性から57.6%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護（5.0%）、就労継続支援B型（9.2%）、就労継続支援A型（8.8%）は、有期限である就労移行支援（43.3%）、自立訓練（33.0%）と比べると低率となっていた。

また、居住の場である障害児入所施設は12.6%、施設入所支援は4.0%となっており、障害児入所施設の方が高率であった。

表48は、調査基準日より過去1年間における退所者総数と退所率を示したものである。1年間の退所者数は全体で10,748人、退所率は6.4%であった。

過去1年間の退所率は、生活介護3.2%、施設入所支援3.4%、就労継続支援B型5.3%となっており、他の事業と比べると利用者が固定化している様子がうかがえる。

表47 新規利用者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
入所者総数(人)	784	2,670	3,454		5,339	598	1,551	112	2,704	10,304	2,748	13,758
入所率(%)	12.6	57.6	31.8		5.0	33.0	43.3	8.8	9.2	7.2	4.0	8.9

※新規利用者（入所率）＝新規利用者総数／定員×100

表48 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
退所者総数(人)	1,081	2,202	3,283		3,665	533	1,430	106	1,731	7,465	2,368	10,748
退所率(%)	18.1	25.5	22.5		3.2	30.1	37.1	8.4	5.3	4.8	3.4	6.4

※退所率＝退所者数／（現員＋退所者数）×100

(1) 入所前の状況

表49は、過去1年間における新規利用者の入所前（利用前）の生活の場を示したものである。児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も高率になっており、児童発達支援センターでは99.5%となっていた。生活介護では「家庭」に次いで「施設入所支援」（18.9%）が、また就労系3事業では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」が高率になっており、事業の特性が反映されていた。入所系事業では、障害児入所施設の「家庭」（73.0%）が最も高率であったが、施設入所支援では、「家庭」（33.6%）を抜いて「施設入所支援」（34.2%）が最も高率であった。

表50は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の活動の場を示したものである。全体では「生活介

護」(19.0%)、「特別支援学校(高等部含む)」(17.6%)、「家庭のみ」(14.6%)が他に比して高率であるが、生活介護や就労継続支援B型は、同じ事業種別からの移行がそれぞれ45.5%や31.3%と他に比して高率になっており、この状況はここ数年見られている。同一法人内における事業所の再編成や同業他所の新規利用などの背景が考えられる。また、自立訓練や就労移行支援は、「特別支援学校(高等部含む)」後の新規利用が多くなっている。

表49 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前 の生活の場	児童福祉法		計(I)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	73.0	99.5	93.5		55.8	68.9	76.0	56.3	68.2	62.9	33.6	70.5
2. アパート等 (主に単身)					1.2	2.0	3.6	8.0	5.3	2.8	0.8	2.1
3. グループホーム・生活寮等					11.7	4.5	8.9	24.1	15.3	11.9	9.7	8.9
4. 社員寮・住み込み等					0.0	0.3	0.1		0.2	0.1	0.0	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎									0.0	0.0		0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.6		0.1		1.2	3.2	2.6	3.6	1.1	1.5	1.5	1.2
7. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	6.3	0.1	1.5		3.5	2.5	1.0	0.9	0.6	2.3	7.4	2.1
8. 児童養護施設	8.4	0.3	2.1		1.0	5.4	1.0	1.8	0.3	1.1	2.1	1.3
9. 乳児院	2.9	0.1	0.7									0.2
10. 児童自立支援施設	1.1		0.3		0.0	0.5	0.3		0.0	0.1	0.1	0.1
11. 知的障害者福祉ホーム					0.1				0.1	0.1	0.1	0.0
12. 救護施設	0.3		0.1		0.1		0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
13. 老人福祉・保健施設					0.2	0.2				0.1	0.4	0.1
14. 一般病院・老人病院	0.5		0.1		0.6	0.5				0.3	1.0	0.3
15. 精神科病院	3.3		0.8		3.8	4.2	0.1		1.0	2.5	5.8	2.1
16. 施設入所支援	0.5		0.1		18.9	4.2	2.6	0.9	5.7	12.0	34.2	9.0
17. 自立訓練 (宿泊型)					0.2	0.5	1.2	1.8	0.3	0.4	0.2	0.3
18. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.3		0.1		0.2	1.8	1.0	1.8	0.4	0.5	0.5	0.4
19. その他・不明	2.8	0.0	0.7		1.5	1.3	0.3		0.4	1.0	2.5	0.9
不明							1.4	0.9	0.7	0.4		0.3
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表50 入所前の状況 ―活動の場等―

(%)

入所前 の活動の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	5.7	28.7	23.5		8.8	8.9	18.4	10.7	14.2	11.7	7.1	14.6
2. 一般就労					0.7	11.4	15.0	18.8	7.1	5.3	0.5	4.0
3. 福祉作業所					2.4	1.2	0.8	3.6	2.0	2.0	3.0	1.5
4. 職業能力開発校					0.0	0.2	0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	39.3	0.2	9.1		18.0	37.0	27.9	18.8	17.3	20.4	5.9	17.6
6. 小中学校 (普通学級)	5.4	0.1	1.3		0.1	0.8	0.1		0.0	0.1	0.1	0.4
7. 小中学校(特 別支援学級)	29.0	0.2	6.7		0.7	8.0	2.3		0.4	1.3	1.3	2.6
8. その他の学校	1.1	0.1	0.3		0.3	6.4	2.5		0.4	1.0	0.3	0.8
9. 保育所・幼稚園	4.1	28.3	22.8									5.7
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	3.3	0.7	1.3		2.8	0.3	0.3		0.3	1.6	5.1	1.5
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.8	31.8	25.0		0.0					0.0	0.0	6.3
12. 児童養護施設	1.5	0.4	0.6		0.1	0.2	0.1		0.0	0.1	0.1	0.2
13. 乳児院	2.6	0.1	0.6									0.2
14. 救護施設	0.1		0.0		0.1		0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
15. 老人福祉・ 保健施設					0.3	0.2	0.1		0.0	0.2	0.7	0.2
16. 一般病院・老 人病院(入院)					0.7	0.7	0.1		0.3	0.5	0.8	0.3
17. 精神科病院 (入院)	2.3		0.5		3.5	4.2	0.9	0.9	1.6	2.6	5.6	2.1
18. 療養介護					0.9				0.0	0.5	0.1	0.3
19. 生活介護					45.5	2.5	1.0	2.7	5.6	25.4	52.7	19.0
20. 自立訓練					0.7	2.3	10.3		2.3	2.7	1.5	2.0
21. 就労移行支援					0.4	3.8	7.0	5.4	11.8	4.6	0.9	3.5
22. 就労継続支援 A型	0.1		0.0		0.1	1.0	1.5	21.4	2.3	1.2	0.2	0.9
23. 就労継続支援 B型					8.6	6.9	8.6	16.1	31.3	14.5	6.3	10.9
24. 地域活動支援 センター等		0.1	0.1		1.1	0.3	0.8		0.9	0.9	0.3	0.7
25. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.3		0.1		0.2	1.8	0.9	1.8	0.6	0.5	0.6	0.4
26. その他・不明	1.3	0.9	1.0		1.6	1.5	1.4		1.4	1.5	2.1	1.4
不明	2.2	8.4	7.0		2.5	0.5				1.3	4.4	2.7
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

退所後の生活の場（表51）について、全体では「家庭（親・きょうだいと同居）」（50.9％）が最も高率となっており、次いで「グループホーム・生活寮等」（14.8％）、「施設入所支援」（11.8％）の順になっていた。

施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」、「社員寮・住み込み等」、「アパート等」に移った者は合わせて17.6％であり、昨年の16.7％と比べ0.9ポイント上がっていた。

障害児入所施設では「家庭」（26.8％）が最も高率となっており、次いで「施設入所支援」（35.1％）、「グループホーム等」（25.9％）の順になっていた。

「精神科病院」への入院により退所した者は全体の2.0％であり、そのうち生活介護及び施設入所支援が他事業種別に比して高い。また、施設入所支援から「一般病院・老人病院」（10.8％）と「老人福祉・保健施設」（9.2％）への移行は、合わせて20.0％と前年度（17.8％）より2.2ポイント上昇している。

なお、「死亡退所」は全体の9.6％であった。生活介護では退所者の約4人に1人が、施設入所支援では退所者の約3人に1人が死亡退所となっている。

退所後の活動の場（表52）について、全体では「生活介護」が20.0％と最も高率になっており、次いで「一般就労」（11.5％）、「就労継続支援B型」（11.0％）の順になっていた。

「一般就労」への移行の内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援が52.4％と最も高率になっており、次いで就労継続支援A型（31.1％）、自立訓練（25.9％）の順になっていた。

障害児入所施設からの移行については、「生活介護」が37.6％と最も高率になっており、次いで「就労継続支援B型」（11.0％）、「一般就労」（8.6％）の順になっていた。また、「特別支援学校（高等部含む）」は8.3％であり、障害福祉サービスへの移行だけではない様子もうかがわれる。

児童発達支援センターからの移行については、「特別支援学校（高等部含む）」（26.1％）、「保育所・幼稚園」（23.9％）、「小中学校（特別支援学級）」（22.3％）、「児童発達支援センター・児童発達支援事業等」（12.3％）の順になっていた。

表51 退所後の状況 ―生活の場―

(%)

退所後の 生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	26.8	99.2	75.4		19.1	48.0	73.7	46.2	54.2	40.1	7.4	50.9
2. アパート等 (主に単身)	0.4		0.1		0.9	7.5	4.7	19.8	5.2	3.4	0.5	2.4
3. グループホーム・生活寮等	25.9	0.0	8.6		14.6	27.0	15.5	26.4	22.0	17.5	17.1	14.8
4. 社員寮・住み込み等	0.6		0.2		0.2	0.2			0.2	0.2		0.2
5. 職業能力開発校寄宿舎					0.0		0.1			0.0	0.0	0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.1		0.0		0.0		0.2			0.1		0.0
7. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	4.3	0.4	1.7		0.5				0.2	0.3	0.5	0.7
8. 児童養護施設	0.7	0.2	0.4				0.1			0.0		0.1
9. 知的障害者福祉ホーム	0.6		0.2		0.1	0.2				0.1	0.0	0.1
10. 救護施設					0.1	0.8	0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
11. 老人福祉・保健施設					7.3	0.9	0.1		1.6	4.0	9.2	2.8
12. 一般病院・老人病院	0.1	0.0	0.1		7.6	0.2			0.8	3.9	10.8	2.7
13. 精神科病院	0.7		0.2		4.1	1.3	0.5	0.9	2.1	2.7	5.1	2.0
14. 施設入所支援	35.1		11.5		18.7	11.1	2.7	0.9	6.1	11.9	13.1	11.8
15. 自立訓練 (宿泊型)	2.2		0.7		0.1	0.8	0.3		0.3	0.2	0.2	0.4
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.4		0.1		0.1	0.4	0.1		0.4	0.2	0.1	0.2
17. その他・不明	1.9		0.6		1.1	0.6	0.8	4.7	1.0	1.1	1.2	0.9
18. 死亡退所	0.3	0.1	0.2		25.5	1.1		0.9	4.5	13.7	34.7	9.6
不明							1.1		1.3	0.5		0.4
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表52 退所後の状況 ー活動の場等ー

(%)

退所後の活動の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	5.3	0.8	2.3		4.9	6.8	5.2	12.3	13.1	7.1	2.9	5.6
2. 一般就労	8.6	0.2	3.0		0.3	25.9	52.4	31.1	12.2	15.3	2.8	11.5
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	5.7		1.9		1.3	1.7	1.0	1.9	1.9	1.4	1.1	1.5
4. 職業能力開発校	0.4		0.1				0.3		0.2	0.1		0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	8.3	26.1	20.2		0.1		2.2		0.1	0.5		6.5
6. 小中学校 (普通学級)	0.6	6.6	4.6									1.4
7. 小中学校(特 別支援学級)	4.6	22.3	16.5		0.1		0.3			0.1	0.0	5.1
8. その他の学校	0.7	2.9	2.2			0.4	0.4		0.1	0.1		0.7
9. 保育所・幼稚園	0.5	23.9	16.2									4.9
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	2.6	0.4	1.1		0.7				0.1	0.3	0.5	0.6
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	0.2	12.3	8.3									2.5
12. 児童養護施設	0.1	0.0	0.1									0.0
13. 救護施設					0.1	0.8			0.2	0.1	0.0	0.1
14. 老人福祉・ 保健施設	0.2		0.1		8.0	1.1	0.1		3.0	4.7	8.5	3.3
15. 一般病院・老 人病院(入院)	0.1	0.0	0.1		7.6	0.2	0.1		0.7	3.9	10.6	2.8
16. 精神科病院 (入院)	0.6		0.2		4.1	1.9	0.6	4.7	2.7	2.9	4.9	2.1
17. 療養介護	0.5		0.2		1.6				0.2	0.8	1.1	0.6
18. 生活介護	37.6		12.4		36.9	8.8	0.5	3.8	18.9	23.3	26.5	20.0
19. 自立訓練	1.8		0.6		0.4	1.1	0.7	0.9	0.9	0.6	0.3	0.6
20. 就労移行支援	3.3	0.1	1.2		0.2	22.7	3.0	0.9	4.8	3.4	0.9	2.7
21. 就労継続支援 A型	2.4		0.8		0.4	3.2	5.9	6.6	4.9	2.8	0.8	2.2
22. 就労継続支援 B型	11.0	0.1	3.7		5.0	17.8	23.1	26.4	24.7	14.3	4.2	11.0
23. 地域活動支援 センター等					0.3	0.9	0.4		0.5	0.4	0.1	0.3
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.3		0.1		0.1	0.4	0.1		0.5	0.2	0.1	0.2
25. その他・不明	3.1	0.9	1.6		2.9	1.9	3.5	10.4	5.5	3.7	1.2	3.0
26. 死亡退所	0.3	0.1	0.2		23.7	1.3		0.9	5.0	12.9	30.4	9.0
不明	1.2	3.4	2.7		1.5	3.2				1.0	3.1	1.5
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

17. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、1,121人（前年847人）であった。就職率は全体で0.75％（前年0.58％）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を上回った。

表53 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	47	6	6	537	20	173	789
	女	30	5	5	210	13	68	331
	不明	0	0	0	0	0	1	1
	計	77	11	11	747	33	242	1,121
	就職率（％）	2.76	0.01	0.88	23.58	2.77	0.77	0.75
平均年齢	男	18.1	34.8	31.8	27.7	33.8	34.1	28.5
	女	18.1	37.2	29.4	28.0	38.5	32.7	28.9
程度（人）	最重度	0	0	0	3	0	1	4
	重度	0	2	0	41	0	10	53
	中度	5	5	2	220	7	68	307
	軽度	70	4	5	357	17	115	568
	知的障害なし	1	0	2	115	6	39	163
	不明	1	0	2	11	3	9	26
年金（人）	有：1級	0	1	0	19	1	11	32
	有：2級	1	7	4	376	16	155	559
	有：その他	0	0	0	9	0	4	13
	無	75	3	5	287	11	56	437
	不明	1	0	2	56	5	16	80
平均月額給与（円）		113,275	63,713	79,545	99,583	100,292	87,393	97,526
生活の場（人）	家庭	34	3	5	550	15	165	772
	アパート等	2	1	1	30	12	19	65
	グループホーム・生活寮等	32	4	1	132	4	50	223
	社員寮等	1	0	1	5	0	1	8
	自立訓練（宿泊型）	4	0	1	6	0	0	11
	福祉ホーム	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4	2	0	8	0	1	15
	不明	0	1	2	16	2	6	27

※就職率＝就職者数／（現員（15歳以上）＋就職者数）×100

図5 就職率（対1,000人比）

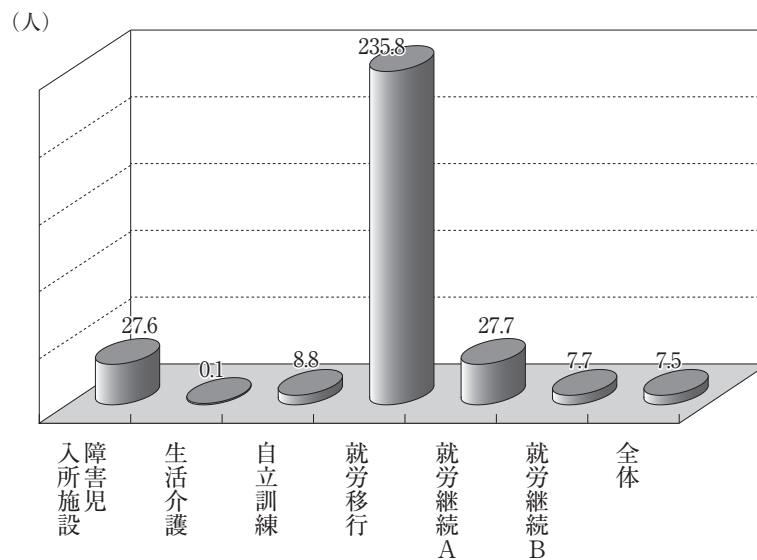


図6 就職者の程度別構成

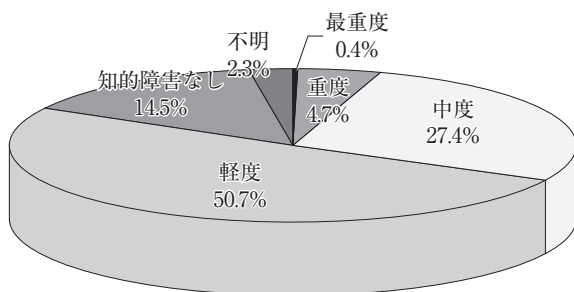
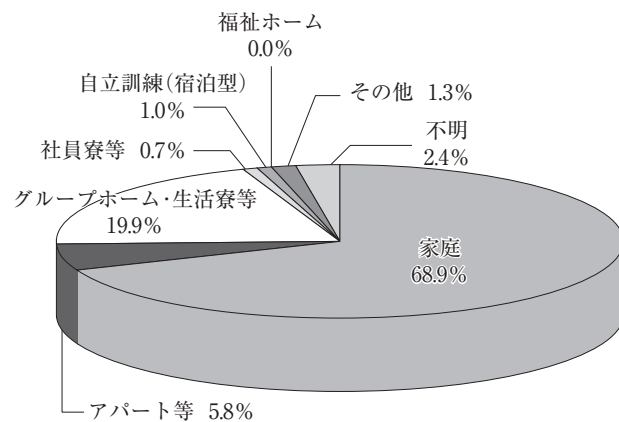


図7 就職者の生活の場



就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が23.58%（前年度16.46%）と突出しており、次いで就労継続支援A型2.77%（同2.24%）、障害児入所施設2.76%（同1.91%）の順になっていた。就労者の平均年齢は、全体で男28.5歳、女28.9歳であり、事業種別でみると、障害児入所施設が最も低く（男18.1歳、女18.1歳）、高いのは生活介護（男性34.8歳）や就労継続支援A型（女性38.5歳）であった。

障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた875人で78.06%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」を合わせて591人（52.72%）となっていた。

就職者の生活の場では、前年度同様、最も多いのが「家庭」の772人（68.87%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が223人（19.89%）となっていた。

表54 就職の状況（産業分類別）－平成30年度－

(人)

業種			児童福祉法 障害児 入所施設	障害者総合支援法（単独・多機能含む） 生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B	合計	割合 (%)
A	01	農業	1	2	1	29		15	48	4.3
	02	林業								
B	03～04	漁業、水産養殖業				1		1	2	0.2
C	5	鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06	総合工事業				4	2	3	9	0.8
	07, 08	職別工事業、設備工事業	1					2	3	0.3
E	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	16	3	4	130	5	38	196	17.5
	11	繊維工業				3		1	4	0.4
	12	木材・木製品製造業（家具除く）				2			2	0.2
	13	家具・装備品製造業						1	1	0.1
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業				1		2	3	0.3
	15	印刷・同関連業				2			2	0.2
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	1			9		2	12	1.1
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				2			2	0.2
	21	窯業・土石製品製造業				3			3	0.3
	22	鉄鋼業								
	23	非鉄金属製造業								
	24	金属製品製造業	2			14	1	7	24	2.1
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				3			3	0.3
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	1			12		5	18	1.6
	30	情報通信機械器具製造業								
	31	輸送用機械器具製造業				8		2	10	0.9
	32	その他の製造業				1		1	2	0.2
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業								
G	37～41	情報通信業				5		1	6	0.5
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	2			41	1	5	49	4.4
I	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1			10		3	14	1.2
	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	16	1	1	96	5	19	138	12.3
J	62～67	金融業、保険業				5		1	6	0.5
K	68～70	不動産、物品賃貸業			1	11		4	16	1.4
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業				3	1	2	6	0.5
M	75	宿泊業	2	1		9	1	3	16	1.4
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	9	1	2	71	4	19	106	9.5
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業	3			14	1	9	27	2.4
	79	その他の生活関連サービス業				2		2	4	0.4
	80	娯楽業				14	1	4	19	1.7
O	81～82	教育・学習支援業				6	1	4	11	1.0
P	83	医療業	1			26	2	2	31	2.8
	84	保健衛生								
Q	85	社会保険・社会福祉・介護事業	16	3	1	127	3	52	202	18.0
	86～87	郵便局、協同組合	1			8		3	12	1.1
R	88	廃棄物処理業	2			41	2	16	61	5.4
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業	1			3			4	0.4
	91	職業紹介・労働者派遣業				3	3	2	8	0.7
	92	その他の事業サービス業	1			1		1	3	0.3
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
	95	その他のサービス業						1	1	0.1
	96	外国公務								
S	97～98	国家公務、地方公務			1	16		5	22	2.0
不明						11		4	15	1.3
計			77	11	11	747	33	242	1,121	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表54－2 就職の状況（産業分類別）－平成29年度－

（人）

業種			児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合 (%)
			障害児 入所施設	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B		
A	01	農業	4	1	1	13		8	27	3.2
	02	林業					1		1	0.1
B	03～04	漁業、水産養殖業								
C	5	鉱業、採石業、砂利採取業	1						1	0.1
D	06	総合工事業				3		3	6	0.7
	07, 08	職別工事業、設備工事業				1			1	0.1
E	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	8	1		78	4	32	123	14.5
	11	繊維工業	1						1	0.1
	12	木材・木製品製造業（家具除く）			1		1	2	4	0.5
	13	家具・装備品製造業								
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業				5		5	10	1.2
	15	印刷・同関連業				1			1	0.1
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	1			7	1	1	10	1.2
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業						1	1	0.1
	21	窯業・土石製品製造業				2		2	4	0.5
	22	鉄鋼業				3			3	0.4
	23	非鉄金属製造業								
	24	金属製品製造業				3			3	0.4
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				7	1	3	11	1.3
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				5		2	7	0.8
	30	情報通信機械器具製造業								
	31	輸送用機械器具製造業	1		1	7			9	1.1
	32	その他の製造業			1			1	2	0.2
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業						1	1	0.1
G	37～41	情報通信業				5			5	0.6
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）			2	42	1	8	53	6.3
	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				11		6	17	2.0
I	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	14	3	1	64	4	26	112	13.2
	62～67	金融業、保険業				7			7	0.8
K	68～70	不動産、物品賃貸業				3		3	6	0.7
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業		1		1		2	4	0.5
M	75	宿泊業			1	9		5	15	1.8
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	7		1	24	1	20	53	6.3
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業	3	1		14		2	20	2.4
	79	その他の生活関連サービス業				1			1	0.1
	80	娯楽業	1			4	1	5	11	1.3
O	81～82	教育・学習支援業			3	8		9	20	2.4
P	83	医療業	3		1	18		4	26	3.1
	84	保健衛生								
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	8	5	1	78	8	47	147	17.4
Q	86～87	郵便局、協同組合						2	2	0.2
R	88	廃棄物処理業	3	2		27	3	13	48	5.7
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業				3		1	4	0.5
	91	職業紹介・労働者派遣業	1			7			8	0.9
	92	その他の事業サービス業			1	6	2		9	1.1
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
	95	その他のサービス業								
	96	外国公務								
S	97～98	国家公務、地方公務	1			9		12	22	2.6
不明						26		5	31	3.7
計			57	14	15	502	28	231	847	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表54と表54－2は、平成30（2018）年度と平成29（2017）年度のそれぞれ1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。平成30（2018）年度に最も就職者が多かった産業は「社会保険・社会福祉・介護事業」の18.0％（202人）（前年度17.4％（147人））、次いで「食料品製造業・飲料・たばこ・飼料製造業」17.5％（196人）（前年度14.5％（123人））「各種商品小売業・（略）」12.3％（138人）（前年度13.2％（112人））の順になっており、前年度と比して上位3項目は同じであった。

18. 介護保険サービスへの移行状況

表55は、この1年間に介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度より91人増の437人であり、65歳以上（17,410人・表28）に占める割合は2.5％であった。平成28年度が344人（2.3％）、29年度が346人（2.2％）であり、ここ3年はほぼ同程度となっている。介護保険サービス利用対象となる40歳以上（87,589人・表28）に対して、移行又は併給を開始した人は0.5％であった。移行又は併給した人が最も多い事業種別は生活介護となっており、80.8％を占めていた。

年齢階層別にみると、「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」は154人（35.2％）と前年度より8.7ポイント減少したものの、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が101人（23.1％）、「75～79歳」が57人（13.0％）と続いている。この傾向は昨年度と同様であった。

また、40歳から64歳までの人数は、80人（18.3％）で、昨年度の21.4％から3.1ポイント減少していた。しかし、介護保険制度の第二号被保険者（40～64歳）で要介護認定を受けている人の割合が社会全体で0.3％（厚生労働省老健局 平成30年度「公的介護保険制度の現状と今後の役割」）であることを考えると、非常に高い割合を示している。

表55 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢別構成

（人・下段は％）

年齢	障 害 者 総 合 支 援 法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		6		1		1	8
		1.7		50		1.3	1.8
45～49歳		6				1	7
		1.7				1.3	1.6
50～54歳		8				2	10
		2.3				2.6	2.3
55～59歳		15				2	17
		4.2				2.6	3.9
60～64歳		30				8	38
		8.5				10.4	8.7
65～69歳		116	3	1	1	33	154
		32.9	75	50	100	42.9	35.2
70～74歳		83	1			17	101
		23.5	25			22.1	23.1
75～79歳		50				7	57
		14.2				9.1	13.0
80歳～		39				6	45
		11.0				7.8	10.3
計		353	4	2	1	77	437
		100	100	100	100	100	100

表56は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。

知的障害の程度は、「重度」が142人（32.5％）と前年度より1.3ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「中度」が131人（30.0％）,「最重度」が81人（18.5％）と続いた。「重度」と「最重度」をあわせて223人（51.0％）と全体の5割を超えていた。

表56 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の知的障害の程度

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は知的障害程度の％）

程度 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	計
最重度	2	3	1	7	9	21	18	14	6	81
	25.0	42.9	10	41.2	23.7	13.6	17.8	24.6	13.3	18.5
	2.5	3.7	1.2	8.6	11.1	25.9	22.2	17.3	7.4	100
重度		2	5	7	10	43	39	20	16	142
		28.6	50	41.2	26.3	27.9	38.6	35.1	35.6	32.5
		1.4	3.5	4.9	7.0	30.3	27.5	14.1	11.3	100
中度	2	2	3	1	13	49	29	16	16	131
	25.0	28.6	30	5.9	34.2	31.8	28.7	28.1	35.6	30.0
	1.5	1.5	2.3	0.8	9.9	37.4	22.1	12.2	12.2	100
軽度					3	15	10	5	3	36
					7.9	9.7	9.9	8.8	6.7	8.2
					8.3	41.7	27.8	13.9	8.3	100
知的障害なし	3		1	2	1	21	3		1	32
	37.5		10	11.8	2.6	13.6	3.0		2.2	7.3
	9.4		3.1	6.3	3.1	65.6	9.4		3.1	100
無回答	1				2	5	2	2	3	15
	12.5				5.3	3.2	2.0	3.5	6.7	3.4
	6.7				13.3	33.3	13.3	13.3	20.0	100
計	8	7	10	17	38	154	101	57	45	437
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1.8	1.6	2.3	3.9	8.7	35.2	23.1	13.0	10.3	100

表57は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。障害支援区分では、「区分6」が124人（28.4％）で前年度より3.7ポイント減少したものの、最も割合が高かった。次いで、「区分5」が99人（22.7％）、「区分4」が98人（22.4％）と続き、この傾向は前年度と同様であった。「区分5」と「区分6」をあわせて223人（51.0％）と全体の5割を超えていた。

表57 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は障害支援区分の％）

区分 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	計
区分1						1 0.6 33.3	1 1.0 33.3		1 2.2 33.3	3 0.7 100
区分2		1 14.3 3.4	2 20 6.9		4 10.5 13.8	11 7.1 37.9	7 6.9 24.1	2 3.5 6.9	2 4.4 6.9	29 6.6 100
区分3	1 12.5 1.8		1 10 1.8	1 5.9 1.8	2 5.3 3.6	28 18.2 50.0	13 12.9 23.2	4 7.0 7.1	6 13.3 10.7	56 12.8 100
区分4	1 12.5 1.0	1 14.3 1.0	3 30 3.1	2 11.8 2.0	6 15.8 6.1	44 28.6 44.9	22 21.8 22.4	10 17.5 10.2	9 20.0 9.2	98 22.4 100
区分5	1 12.5 1.0	3 42.9 3.0	4 40 4.0	6 35.3 6.1	7 18.4 7.1	29 18.8 29.3	28 27.7 28.3	11 19.3 11.1	10 22.2 10.1	99 22.7 100
区分6	3 37.5 2.4	2 28.6 1.6		8 47.1 6.5	18 47.4 14.5	30 19.5 24.2	21 20.8 16.9	27 47.4 21.8	15 33.3 12.1	124 28.4 100
無回答	2 25.0 7.1				1 2.6 3.6	11 7.1 39.3	9 8.9 32.1	3 5.3 10.7	2 4.4 7.1	28 6.4 100
計	8 100 1.8	7 100 1.6	10 100 2.3	17 100 3.9	38 100 8.7	154 100 35.2	101 100 23.1	57 100 13.0	45 100 10.3	437 100 100

表58は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が170人（38.9％）と前年度より0.4ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が122人（27.9％）、「家庭」が81人（18.5％）と続いた。この傾向は前年度と同様であった。

開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度より4.0ポイント増加し、127人（29.1％）と最も割合が高かった。次いで、「グループホーム（障害福祉）」が74人（16.9％）「家庭」が63人（14.4％）と続いた。前年度と比較して、「グループホーム（障害福祉）」と「家庭」の順が入れ替わっていた。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった170人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」に変わった人は94人（55.3％）と、前年度より6.0ポイント増加していた。次いで、「介護老人保健施設」が37人（21.8％）、「その他」が20人（11.8％）と続いた。この傾向は前年度と同様だった。

また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった122人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は73人（59.8％）と、前年度より2.3ポイント減少したものの最も割合が高く、次いで「特別養護老人ホーム」が19人（15.6％）と続いた。なお、表58と表60にある介護保険サービスの中で、「デイサービス・デイケア」に次いで利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」（127人 29.1％）だった。

表58 新規に介護保険サービスへの移行又は併給開始前後の生活の場の変化

（上段は人・中段は開始後の％・下段は開始前の％）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	57 90.5 70.4	1 2.9 1.2		2 13.3 2.5	8 6.3 9.9	5 9.1 6.2	1 7.1 1.2	6 13.6 7.4	1 9.1 1.2	81 18.5 100
アパート等 (主に単身)	2 3.2 5.4	32 94.1 86.5		2 13.3 5.4				1 2.3 2.7		37 8.5 100
グループホーム・生活寮等	1 1.6 0.8	1 2.9 0.8	73 98.6 59.8	5 33.3 4.1	19 15.0 15.6	8 14.5 6.6	2 14.3 1.6	13 29.5 10.7		122 27.9 100
社員寮・住み込み等				2 13.3 66.7				1 2.3 33.3		3 0.7 100
知的障害者福祉ホーム			1 1.4 50.0		1 0.8 50.0					2 0.5 100
施設入所支援	2 3.2 1.2			4 26.7 2.4	94 74.0 55.3	37 67.3 21.8	11 78.6 6.5	20 45.5 11.8	2 18.2 1.2	170 38.9 100
自立訓練 (宿泊型)					1 0.8 50.0			1 2.3 50.0		2 0.5 100
その他・不明	1 1.6 8.3				4 3.1 33.3	5 9.1 41.7		2 4.5 16.7		12 2.7 100
無回答									8 72.7 100	8 1.8 100
計	63 100 14.4	34 100 7.8	74 100 16.9	15 100 3.4	127 100 29.1	55 100 12.6	14 100 3.2	44 100 10.1	11 100 2.5	437 100 100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護3」が76人（17.4%）と前年度より1.4ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで要介護5が64人（14.6%）、要介護4が56人（12.8%）だった。この傾向は前年度と同様であった。

障害支援区分は、「区分6」が124人（28.4%）と前年度より3.7ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで区分5が99人（22.7%）、区分4が98人（22.4%）であった。これも、前年度と同じ傾向であった。

障害支援区分が「区分6」である124人のうち、介護認定区分が「要介護5」となった人は、47人（37.9%）と前年度より6.4ポイント増加し、最も割合が高かった。一方で、「要介護1」以下になった人が2人（1.6%）いた。「区分5」の99人では、介護認定区分が「要介護3」となった人が、24人（24.2%）と前年度より4.7ポイント減少したが、最も割合が高かった。一方で、「要介護1」以下となった人も、14人（14.1%）いた。また、「区分4」の98人では、介護認定区分が「要介護3」となった人が25人（25.5%）と前年度より1.9ポイント減少したものの、最も割合が高かった。一方で、「要介護1」以下となった人も26人（26.5%）いた。

全体の分布を見るとかなりバラツキがある。区分4、区分5では、要介護1以下の認定になってしまうケースが1割強～3割弱あり、現行の介護認定では、知的障害で必要とされる支援度（介護度）が認定されにくい可能性がある。

表59 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始する人の介護認定区分と障害支援区分

（上段は人・中段は障害支援区分の％・下段は介護認定区分の％）

障害支援区分 介護認定区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答	計
要支援1		7 24.1 21.2	11 19.6 33.3	9 9.2 27.3	2 2.0 6.1	1 0.8 3.0	3 10.7 9.1	33 7.6 100
要支援2		6 20.7 27.3	6 10.7 27.3	5 5.1 22.7	3 3.0 13.6		2 7.1 9.1	22 5.0 100
要介護1	1 33.3 2.2	5 17.2 10.9	11 19.6 23.9	12 12.2 26.1	9 9.1 19.6	1 0.8 2.2	7 25.0 15.2	46 10.5 100
要介護2		1 3.4 2.0	12 21.4 23.5	15 15.3 29.4	12 12.1 23.5	9 7.3 17.6	2 7.1 3.9	51 11.7 100
要介護3		1 3.4 1.3	3 5.4 3.9	25 25.5 32.9	24 24.2 31.6	22 17.7 28.9	1 3.6 1.3	76 17.4 100
要介護4		2 6.9 3.6	3 5.4 5.4	11 11.2 19.6	16 16.2 28.6	24 19.4 42.9		56 12.8 100
要介護5				4 4.1 6.3	10 10.1 15.6	47 37.9 73.4	3 10.7 4.7	64 14.6 100
不明・無回答	2 66.7 2.2	7 24.1 7.9	10 17.9 11.2	17 17.3 19.1	23 23.2 25.8	20 16.1 22.5	10 35.7 11.2	89 20.4 100
計	3 100 0.7	29 100 6.6	56 100 12.8	98 100 22.4	99 100 22.7	124 100 28.4	28 100 6.4	437 100 100

表60は、表58以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、全体で前年度より119人増加（増加率31.2%）して501人であった。そのうち、「不明・無回答」を除き、「デイサービス・デイケア」が148人（29.5%）と前年度より2.0ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」が58人（11.6%）、「その他」が25人（5.0%）と続いた。

また、表58と表60にある介護保険サービス全体の中で、最も利用されたサービスが「デイサービス・デイケア」（148人 29.5%）であった。

表60 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表60以外の介護保険サービス ※重複計上（人・下段は%）

介護保険サービス	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
デイサービス・デイケア	4 40	2 22.2	1 9.1	3 13.6	8 19.5	65 34.0	37 33.3	19 31.1	9 20.0		148 29.5
訪問・居宅介護 （ホームヘルプサービス）	1 10	2 22.2		4 18.2	1 2.4	39 20.4	9 8.1	2 3.3			58 11.6
短期入所 （ショートステイ）	3 30	1 11.1	2 18.2	2 9.1	4 9.8	18 9.4	13 11.7	2 3.3	5 11.1		50 10.0
訪問看護		1 11.1	1 9.1	1 4.5		4 2.1		1 1.6			8 1.6
その他		1 11.1	2 18.2		1 2.4	9 4.7	4 3.6	4 6.6	4 8.9		25 5.0
不明・無回答	2 20	2 22.2	5 45.5	12 54.5	27 65.9	56 29.3	48 43.2	33 54.1	27 60.0		212 42.3
計	10 100	9 100	11 100	22 100	41 100	191 100	111 100	61 100	45 100	0 0	501 100

表61は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が172人（41.7%）と前年度より4.8ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「家族の希望により」が72人（17.5%）、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が68人（16.5%）と続いた。障害福祉サービス事業所で、高齢化した利用者への支援体制がまだ不十分であることや総合支援法第7条の介護保険優先原則を機械的に適用している市町村がまだ少ないのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が8.3%と1割に満たないことは課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても25.7%と全体の3割に満たなかった。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」人のうち、「65～69歳」が42人（24.4%）と前年度より19.4ポイント減少していたが最も割合が高かった。一方で、理由が「加齢により支援が限界となったため…」であるにもかかわらず、45～64歳で利用開始した人が、35人（20.3%）いた。

表61 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

(人・下段は%)

理由 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった						50 34.5	12 12.9	3 5.6	3 7.0		68 16.5
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた		2 28.6	5 50	6 37.5	22 61.1	42 29.0	38 40.9	27 50.0	30 69.8		172 41.7
3. 本人の希望により	1 12.5				4 11.1	17 11.7	11 11.8		1 2.3		34 8.3
4. 家族の希望により		1 14.3	2 20	5 31.3	5 13.9	21 14.5	21 22.6	12 22.2	5 11.6		72 17.5
5. その他	5 62.5	4 57.1	3 30	4 25.0	4 11.1	5 3.4	5 5.4	7 13.0	1 2.3		38 9.2
6. 不明・無回答	2 25.0			1 6.3	1 2.8	10 6.9	6 6.5	5 9.3	3 7.0		28 6.8
計	8 100	7 100	10 100	16 100	36 100	145 100	93 100	54 100	43 100	0 0	412 100

19. 死亡の状況

表62は、死亡時の年齢階級別及び程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は1,048人（前年度961人）であった。年齢階級では、「50～59歳」が214人（20.4%）と前年度より1.4ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「65～69歳」が169人（16.1%）,「40～49歳」が148人（14.1%）と続いた。程度では、「最重度」が451人（43.0%）と前年度より5.3ポイント増加し、最も割合が高かった。なお、「最重度」と「重度」を合わせると、全体の73.8%であった。

また、「最重度」と「重度」ともに、最も割合が高かったのは「50～59歳」（20.6%と21.1%）であったが、「中度」では「60～64歳」（20.9%）,「軽度」では「65～69歳」（28.3%）の割合が最も高かった。

表62 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

(人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度	1 33.3	1 25	29 69.0	32 43.2	83 56.1	93 43.5	53 36.8	67 39.6	38 35.8	22 30.1	30 44.8	2 50	451 43.0
重度			9 21.4	26 35.1	37 25.0	68 31.8	43 29.9	52 30.8	40 37.7	27 37.0	19 28.4	1 25	322 30.7
中度	2 66.7	2 50	1 2.4	7 9.5	16 10.8	24 11.2	34 23.6	26 15.4	19 17.9	19 26.0	13 19.4		163 15.6
軽度		1 25	1 2.4	4 5.4	6 4.1	10 4.7	9 6.3	17 10.1	4 3.8	4 5.5	4 6.0		60 5.7
知的障害なし			2 4.8	4 5.4	6 4.1	16 7.5	4 2.8	6 3.6	4 3.8	1 1.4	1 1.5	1 25	45 4.3
不明				1 1.4		3 1.4	1 0.7	1 0.6	1 0.9				7 0.7
計	3 0.3	4 0.4	42 4.0	74 7.1	148 14.1	214 20.4	144 13.7	169 16.1	106 10.1	73 7.0	67 6.4	4 0.4	1,048 100

表63は、年齢階級別の死亡率を対1,000人比で表している。年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向がみられる。「5歳以下」と「6～19歳」の対1,000人比は、どちらも前年度と比べて0.2人減少している。前年度と同様に、「80歳以上」が42.2人（対1,000人比）と最も高い。

表63 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

（人）

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.5	0.4	1.6	2.7	4.1	8.9	14.5	19.6	22.7	28.6	42.2	6.6

図8 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

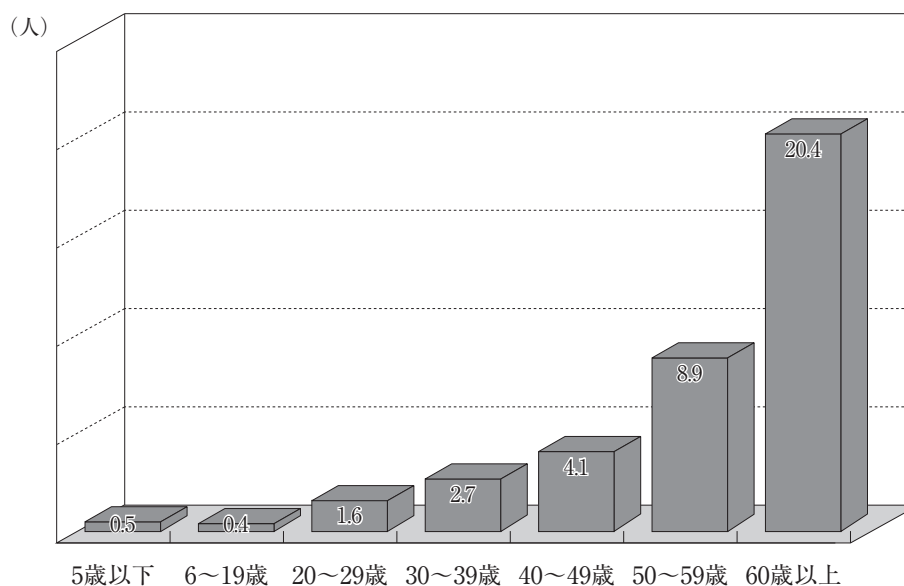


表64は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が802人（76.5％）と前年度より0.1ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「施設」が137人（13.1％）と前年度より0.5ポイント増加した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表64 死亡場所

（％）

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	13.1	76.5	8.5	1.8	0.1	100

表65は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。19歳以下では「病気」よりも「事故」が上回っているが、20歳以上の年齢階級においては、死因が「病気」の割合が最も高く、全体では昨年度より1.3ポイント減少したが、88.5%であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階級に占める割合（84.9%）よりも60歳以上の年齢階級に占める割合（91.4%）の方が高率であるのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階級に占める割合（5.4%）よりも60歳未満の年齢階級に占める割合（9.9%）の方が高率であった。

表65 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計 (1)	割合 (%)
病気	1	1	32	62	129	187	412	84.9
事故	2	2	5	5	15	19	48	9.9
その他		1	3	6	4	7	21	4.3
不明			2	1		1	4	0.8
合計	3	4	42	74	148	214	485	100
割合 (%)	0.6	0.8	8.7	15.3	30.5	44.1	100	—

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計 (2)	割合 (%)	不明	合計	割合 (%)
病気	126	154	100	66	65	511	91.4	4	927	88.5
事故	17	8	2	3		30	5.4		78	7.4
その他	1	7	4	4	2	18	3.2		39	3.7
不明						0	0		4	0.4
合計	144	169	106	73	67	559	100	4	1,048	100
割合 (%)	25.8	30.2	19.0	13.1	12.0	100	—	0.4	100	—

調査票 A

御中

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

《留意事項》

- 本調査は1事業所につき1調査としています。
当該事業所全体の状況について、**事業所単位** でご作成ください。
 - 日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。
「Ⅰ施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。
(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)
 - 日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。
例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)
 - 日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。
例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)
例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)
- 設問は特別の指示がない場合にはすべて**平成30年6月1日現在**でご回答ください。
- マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。
※人数等に幅(1~2人など)を持たせないでください。
- 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

Ⅰ 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分はご記入ください。)

施設・事業所の名称		
施設・事業所の種類	【施設・事業所の種類】 O1.障害児入所施設(福祉型・医療型) O2.児童発達支援センター ☐ O3.日中活動 ☐ O4.障害者支援施設(日中活動+施設入所支援)	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。
	【日中活動の内訳】 ※実施する日中活動のすべての口にし点を記入のこと。 ☐ 療養介護 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練(生活訓練・機能訓練) ☐ 自立訓練(宿泊型) ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型	

定員	(日中)	人	現在員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
年間利用率（平成 29 年度） ※小数第一位（第二位を四捨五入）まで回答のこと				(日中)	%	※利用率＝12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100	
				(夜間)	%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。
※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード

Ⅱ 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援・自立訓練（宿泊型）を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

平成29年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。
※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、
『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、
『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。
※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）
※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。
※休職等をしている方は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名		指定基準上の配置義務員数	①常勤専従（換算数不要）	②常勤兼務	常勤兼務の換算数	③非常勤	非常勤の換算数
①施設長・管理者					.		.
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者					.		.
直接支援職員	③保育士	—人			.		.
	④生活支援員・児童指導員				.		.
	⑤職業指導員・就労支援員				.		.
	⑥看護師（准看護師）・保健師				.		.
	⑦その他 ※O.T(作業療法士),S.T(言語聴覚士), P.T(理学療法士),心理担当職員等				.		.
⑧医師（雇用契約のある医師のみ計上） ※嘱託医は含めず					.		.
⑨管理栄養士					.		.
⑩栄養士					.		.
⑪調理員					.		.
⑫送迎運転手					.		.
⑬事務員					.		.
⑭その他職種（							

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員について計上のこと。※計の数字はそれぞれ一致すること。
※『正規』には雇用期間の定めのない常勤の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。
例）雇用の契約更新等ある方は『非正規』に計上。

[1]年齢と性別		年齢区分		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計	
		男	正 規									
			非正規									
		女	正 規									
			非正規									
		計	正 規		人	人	人	人	人	人	人	人
非正規			人	人	人	人	人	人	人	人	☆人	
[2]同一法人内 での勤務年数		勤務年数		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計		
		男	正 規									
			非正規									
		女	正 規									
			非正規									
		計	正 規		人	人	人	人	人	人	人	人
非正規			人	人	人	人	人	人	人	人	☆人	

4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	☐ ①夜勤体制のみ	→	夜間（1日）職員_____人
	☐ ②夜勤体制と宿直体制併用	→	夜間（1日）職員_____人（夜勤_____人、宿直_____人）

5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による建替えの必要性	☐ ①ある	→ 築 [_____] 年	☐ ②ない	☐ ③現在建て替え中
----------------	------------------------------	-----------------	------------------------------	-----------------------------------

6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	_____室	_____室	_____室	_____室	_____室	_____室

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※平成30年5月1日～5月31日の状況で回答。

各種加算・減算の状況 （該当のすべてを選択のこと）	共 通	☐ ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
		☐ ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
		☐ ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
		☐ ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
		☐ ⑤福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
		☐ ⑥福祉・介護職員処遇改善特別加算
		☐ ⑦福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
		☐ ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
		☐ ⑨福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
		☐ ⑩社会生活支援特別加算
	入所系	☐ ⑪サービス提供職員欠如減算
		☐ ⑫サービス管理責任者欠如減算
		☐ ⑬個別支援計画未作成減算
	生活介護	☐ ⑭身体拘束廃止未実施減算
		☐ ⑮夜勤職員配置体制加算
		☐ ⑯重度障害者支援加算（Ⅰ）
	通所系	☐ ⑰重度障害者支援加算（Ⅱ）
		☐ ⑱人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → ☐ ①（1対1.7） ☐ ②（1対2.0） ☐ ③（1対2.5）
		☐ ⑲食事提供体制加算
		☐ ⑳送迎加算 →（ _____人）（うち重度加算対象の方 _____人）
		☐ ㉑延長支援加算
		☐ ㉒開所時間減算

Ⅳ 事業所の取り組み

短期入所の状況

[1]短期入所の実施	☐ ①実施している → 事業の種類 → ☐ ①併設事業所（定員____人） ☐ ②空床利用型事業所（定員____人） ※法人内ではなく、貴事業所のみの該当する定員を回答のこと ※単独型事業所は本調査対象外とする ☐ ②実施していない							
[2]利用実績 （平成30年4月から6月の3か月間）	①利用実人数_____人 ②利用延べ件数●_____件 ③利用延べ日数_____泊 例）ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数6泊」と回答のこと。 1件の泊数を計算する場合、調査期間内（4月から6月の3か月間）の報酬の対象となった泊数の合計を計上すること。							
[3]上記3か月間における1回あたりの利用期間の分布 ②と合計が一致すること	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30泊以上	計（件）
	件	件	件	件	件	件	件	● 件
[4]現在利用中（滞在中）の方の最長泊数	調査基準日である平成30年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用泊数を回答のこと。							泊
[5]一回の利用に30泊以上する方の理由 （複数選択可）	①障害者支援施設への入所待機のために利用（____件） ②グループホームへの入居待機のために利用（____件） ③その他福祉施設等への入所待機のために利用（____件） ④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用（____件） ⑤本人の健康状態の維持管理のために利用（____件） ⑥家族の病気等のために利用（____件） ⑦その他（____件）〔 _____ 〕							

Ⅴ 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・処遇の状況

[1]職員の資格取得状況 （重複計上可）	保有資格		人数	保有資格		人数
	①介護福祉士		人	⑤知的障害援助専門員		人
	②社会福祉士		人	⑥知的障害福祉士		人
	③精神保健福祉士		人	⑦介護職員初任者研修修了（旧：ヘルパー1級、2級）		人
	④保育士		人	⑧その他（ _____ ）		人
[2]取得を促進している資格 （複数選択可）	☐ ①介護福祉士 ☐ ②社会福祉士 ☐ ③精神保健福祉士 ☐ ④保育士 ☐ ⑤知的障害援助専門員 ☐ ⑥知的障害福祉士 ☐ ⑦介護職員初任者研修修了 ☐ ⑧その他（ _____ ）					
[3]資格取得への支援・処遇の内容 （複数選択可）	☐ ①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → ☐ ①全額補助 ☐ ②一部補助 ☐ ③その他（ _____ ） ☐ ②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 ☐ ③資格取得後に昇進昇格（昇給）等処遇への反映 ☐ ④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等支給状況へ ☐ ⑤その他（ _____ ）					
[4]資格取得後の手当等 の支給状況 ※金額には“～”や幅 を持たせずにご記載 ください。	資格の種類			定額で給与に毎月支給される場合の金額		
	☐ ①介護福祉士			¥ _____ /月		
	☐ ②社会福祉士			¥ _____ /月		
	☐ ③精神保健福祉士			¥ _____ /月		
	☐ ④保育士			¥ _____ /月		
	☐ ⑤知的障害援助専門員			¥ _____ /月		
	☐ ⑥知的障害福祉士			¥ _____ /月		
	☐ ⑦介護職員初任者研修修了			¥ _____ /月		
	☐ ⑧その他（ _____ ）			¥ _____ /月		
複数資格を取得の場合の取り扱い			支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない			

ご協力いただき誠にありがとうございます

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（平成30年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職 名

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例 1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例 2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例 3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成30年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称			電 話	
上記の所在地				
経営主体の名称				
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	〇1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 〇2. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型		
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 ☐ ①自立生活援助 ☐ ②就労定着支援 ☐ ③居宅訪問型児童発達支援 を行っている。				

[1] 定 員	人	開設年月		移行年月	
---------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

〔2〕 現在員 (1)(2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数(合計)					①男 ★ 人		②女 ☆ 人		計 ● 人							
	(2) 年齢別在所者数																
	年齢	2歳 以下	3～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15～ 17歳	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80歳 以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	うち障害 児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること							. 歳									
	(4) 利用・在籍年数別在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在所要 年数	0.5年 未満	0.5～1 年未満	1～2年 未満	2～3年 未満	3～5年 未満	5～10年 未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20～30 年未満	30～40 年未満	40年 以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
	〔3〕 障害支援区分別在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※〔2〕の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと					非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・ 未判定	計			
					人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
〔4〕 療育手帳程度別在所者数 ※〔2〕の人員計と一致すること		1. 最重度・重度		2. 中軽度		3. 不所持・不明		計									
		人		人		人		● 人									
〔5〕 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者に ついてのみ回答のこと	手帳所持者実数 ○	手帳に記載の 障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語 又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害									
	人		人	人	人	人	人	人									
〔6〕 身体障害者手帳程度別在所者数 ※〔5〕の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計									
		人	人	人	人	人	人	○ 人									
〔7〕 精神障害者保健福祉手帳の程度 別在所者数		1 級	2 級	3 級	計												
		人	人	人	人												
〔8〕 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性 精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症 (広範性発達障害、自閉症など)		人	4. てんかん性精神病		人										
		2. 統合失調症		人	5. その他 (強迫性心因反応、神経症様反応など)		人										
		3. 気分障害 (周期性精神病、うつ病障害など)		人	計		人										
〔9〕「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		人	〔10〕 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知 症を疑う人数										
					うちダウン症の人数		うちダウン症の人数										
			人		人		人										
〔11〕 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)					1. 矯正施設	2. 更生保護施設	3. 指定入院医療機関	計									
					人	人	人	人									
〔12〕 上記〔11〕のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと							人										

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない		
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[14]日常的に医療行為等 を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師） によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による 医療行為等は除く		1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理		人	13. 浣腸 (市販の物以外の座薬も含む)	人
		2. 中心静脈栄養 ※2 (ポートも含む)	人	8. 喀痰吸引 (口腔・鼻腔・カニューレ内)		人	14. 排便	人
		3. ストーマの管理 ※3 (人工肛門・人工膀胱)	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 (胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)		人	15. じょく瘡の処置	人
		4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法		人	16. 疼痛の管理 (がん末期のペインコントロール)	人
		5. 吸入	人	11. 導尿		人	17. 巻き爪、白癬爪の爪切り	人
		6. 人工呼吸器の管理 ※4 (侵襲、非侵襲含む)	人	12. カテーテルの管理 (コンドーム・留置・膀胱ろう)		人	計	人
		※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
		[15]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは 療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする		
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと		1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人	
		2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人	
		3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人	
		4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人	
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18. 施設入所支援」のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く		1. 同一法人敷地内で活動					人	
		2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動					人	
		3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動					人	
		4. その他の日中活動の場等で活動					人	
		計					● 人	

☆恐れ入りますが、調査票1 ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[18]－A 平成 29 年度新規入所者の入所前（利用前）の状況
(29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の 1 年間)
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと

イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする
ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること

(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)				
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設		
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)		
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護		
6.特別支援学校寄宿舎				6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)			7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援			
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型			
9.乳児院			9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型			
10.児童自立支援施設			10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等			
11.知的障害者福祉ホーム			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設			
12.救護施設			12.児童養護施設		26.その他・不明			
13.老人福祉・保健施設			13.乳児院					
14.一般病院・老人病院			計		14.救護施設		計	

[18]－B 平成 29 年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況
(29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の 1 年間)
※退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること

イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする
ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること

(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)				
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)		
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護		
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練		
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援 A 型		
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型			
9.知的障害者福祉ホーム			9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等			
10.救護施設			10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設			
11.老人福祉・保健施設			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明			
12.一般病院・老人病院			12.児童養護施設		小計			
13.精神科病院			13.救護施設		26.死亡退所※			
			計		14.老人福祉・保健施設		計	

[19] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ. 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと
ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在所)期間を記入のこと
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること
ホ. [18] -B、(2) 活動の場、2 一般就労 の人数と一致すること

No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 (在所) 年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2 年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

— 69 —

[20]介護保険サービスへの移行・併給状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始した別 表(5)のうち 4～7 以外の介護 保険サービス (別表 7 より) 複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表 8 より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[21]死亡の状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること

ロ、退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること

ハ、[18] -B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年 齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身） 5. 知的障害者福祉ホーム 8. その他・不明	3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援		
別表 5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他	3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設		
別表 6	1. 要支援 1 4. 要介護 2 7. 要介護 5	2. 要支援 2 5. 要介護 3	3. 要介護 1 6. 要介護 4		
別表 7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 4. 訪問看護	5. その他		
別表 8	1. 市町村等行政から 65 歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます